

平成17年田村市議会9月定例会会議録

(第4号)

会議月日 平成17年9月13日(火曜日)

出席議員(69名)

議長 三瓶利野

1番	七海博	議員	2番	木村高雄	議員
3番	箭内幸一	議員	4番	佐藤貴夫	議員
5番	渡邊勝	議員	6番	吉田一郎	議員
7番	佐藤喬	議員	8番	佐藤義博	議員
9番	佐藤忠	議員	10番	先崎温容	議員
11番	永山弘	議員	12番	吉田紳太郎	議員
13番	遠藤文雄	議員	14番	石井市郎	議員
15番	新田耕司	議員	16番	本田芳一	議員
17番	秋元正登	議員	18番	根本浩	議員
19番	橋本紀一	議員	21番	新田秋次	議員
22番	石井俊一	議員	23番	橋本善正	議員
24番	松本道男	議員	25番	吉田文夫	議員
26番	渡辺勇三	議員	27番	小林清八	議員
28番	村上好治	議員	29番	猪瀬明	議員
30番	宗像清二	議員	31番	渡辺ミヨ子	議員
32番	松本敏郎	議員	33番	小林寅賢	議員
34番	松本熊吉	議員	35番	宗像宗吉	議員
36番	本田仁一	議員	37番	浦山行男	議員
38番	白岩行	議員	39番	横井孝嗣	議員
40番	白岩吉治	議員	41番	石井喜壽	議員
42番	本田正一	議員	43番	吉田忠	議員
44番	白石治平	議員	45番	渡邊鐵藏	議員
46番	早川栄二	議員	47番	吉田正直	議員

48番	箭内仁一議員	49番	村越崇行議員
50番	長谷川元行議員	51番	橋本文雄議員
52番	石井忠治議員	53番	安藤勝議員
54番	半谷理孝議員	55番	吉田豊議員
56番	佐久間金洋議員	57番	照山成信議員
58番	佐藤孝義議員	59番	松本哲雄議員
60番	大和田一夫議員	61番	渡邊文太郎議員
62番	安藤嘉一議員	63番	佐藤弥太郎議員
64番	面川俊和議員	65番	松崎功議員
66番	宗像公一議員	67番	柳沼博議員
68番	橋本吉△村議員	69番	菅野善一議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	富塚宥暉	助役	鹿俣潔
収入役	村上正夫	総務部長	相良昭一
企画調整部長	郡司健一	生活福祉部長兼福祉事務所長	秋元正信
産業建設部長	塚原正	滝根行政局長	青木邦友
大越行政局長	吉田良一	都路行政局長	新田正
常葉行政局長	白石幸男	船引行政局長	佐藤輝男
総務部総務課長	佐藤健吉	総務部財政課長	助川弘道
総務部税務課長	吉田拓夫	企画調整部企画調整課長	橋本隆憲
企画調整部観光交流課長	白石忠臣	生活福祉部生活環境課長	渡辺貞一
生活福祉部保健課長	加藤与市	生活福祉部福祉課長	本多正
産業建設部産業課長	加藤久雄	産業建設部参事兼建設課長	宗像正嗣
産業建設部下水道課長	渡辺行雄	出納室長	宗像トク子

教育委員長	白岩正信	教育長	大橋重信
教育次長	宗像泰司	教育委員会事務局 教育総務課長	吉田博
教育委員会事務局 学校教育課長	佐久間光春	教育委員会事務局参事 兼生涯学習課長	堀越則夫
選挙管理委員会 事務局長	佐藤健吉	代表監査委員	武田義夫
監査委員事務局長	白石喜一	農業委員会会長	宗像紀人
農業委員会 事務局長	塚原正	農業委員会 事務局総務課長	根本徳位
水道事業所長	助川俊光		

事務局出席職員職氏名

事務局長	白石喜一	総務課長	渡辺新一
主任主査	石井孝行	主任主査	斎藤忠一
主事	渡辺誠	主事	大越貴子

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

議長（三瓶利野） 皆さん、おはようございます。

申し上げます。選挙管理委員会委員長鈴木季一君は、本日所用のため欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員は69名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した議事日程（第4号）のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長（三瓶利野） 日程第1、一般質問を行います。

通告の順序により、4番吉田正直君の発言を許します。吉田正直君。

（4番 吉田正直議員 登壇）

4番（吉田正直） 私は、常葉町の吉田正直であります。

さきに通告しておいた2件について、議長より質問が許可されましたので、通告順に質問いたします。

さきに、広域農道の進行状況について伺います。

この道路は、田村地区都路町大槻地内より常葉町堀田地区まで、広域農道として県がこの事業の計画を進めておりますが、工事を進めるに当たっては、旧町や村が、現在では市当局がこの事業にかかわりを持ち、進めていると認識しております。この道路については、都路大槻地内より着工し、南倉地内まで工事を進めるに当たっては、特別の難工事であったことから年数もかかり、ようやく南倉地内に進み、その後につきましては、難工事が少ないために急速に工事が進んできました。現在では、南倉早坂地内の一部を残したまま何年も中断されているが、この工事が中断されずに進行されていれば、現在においては堀田地区までつながっていたと思いますが、なぜこの工事が数年間中断されていたのか、理由を伺います。

なお、私が聞いたところでは、道路の法線を変更して計画を進めていると聞いております。法線を変更して計画しているとすれば、何ゆえに変更しなければならないのか、また、先を買収した土地に対し、余り地ができるのではないかと。余り地の利用計画とあわせて、詳細に伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

市長（富塚宥暉） 4番吉田正直議員の広域農道の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

広域農道田村2期地区におきましては、都路町岩井沢字大槻地内の市道山口大槻線から、常葉町堀田字岡之内地内の県道常葉柳渡戸線までの約5,500メートルの区間を、平成5年度に都路側から着工して、平成18年度完成に向けて全線貫通させる計画で施工されております。このうち、常葉町の約3,900メートル区間につきましては、平成8年度から都路に接する山根字花立地内から用地買収を開始し、順次改良舗装を行い、途中、堀田地区側からも工事に着手して、双方から工事が進められております。昨年度は、都路境から市道余平田田代線交差点までの1,390メートルについて県から管理を移管され、供用が開始され

たところであります。

おただしの田村2期地区の未着工部分、常葉町山根字早坂地内の市道余平田田代線交差点から、常葉字四重城を経て、堀田字細越地内に至る約1,000メートルの区間の工事計画につきましては、路線上に相続登記のできない土地が存在し、地権者説明会の当初から各相続人に対して交渉を続け、買収の成立に向けて努力してまいりましたが、現在、実際に管理し、使用している後継者の了解は得られたものの、相続人間の話し合いがまとまらず、相続できないと判断いたし、昨年度買収を断念いたしたところであります。

買収ができなかったことにより、おただしのように、計画法線の一部変更を余儀なくされましたが、昨年度末から今年度にかけて測量、設計、地権者との話し合いが進められ、年内に買収が行われ、橋梁部分と一部舗装を除く全線の改良工事を年度内完成に向けて県において計画しているところであります。

議長（三瓶利野） 吉田正直君。

4番（吉田正直） このことにつきましては、私が七、八年前に、地権者である人の身近な人の話では、「我々の権利を含む土地については一生かけても反対を続ける」というようなことを聞いておりました。それに対して、今は市長の責任でございますが、その当時は常葉町でございましたので、合併前でありましたから、実際は、この市の責任は本当は逃れられるものと理解しております。

常葉町が、とにかくそういうふうな、私でさえも、「同意はできない」ということをはっきり確認をとっているにもかかわらず、それを後回しにして買収を先行したということによって、この買収できないがために路線の変更をした以上は、必ず余地ができているものと思います。そういうふうな状況を知りながら常葉町が進めてきたという、この担当として重大な責任があるものと思います。こういうふうな予算のかかる事業の中で、その進め方の失態によって膨大な金を損失させながら田村市に引き継いだということは、地元常葉の人間として申しわけの立たない事実だと思いたしますが、この余地の面積と、このむだな買収をした金額も知りたいので、御答弁をいただきたいと思いたします。

この広域農道については、路線の変更をこのように決定したとして、山の頂上付近やら道路にならないようなところを区長を通して通知を回したが、我々は全く身に覚えがない。先に決定した道路が現在の道路であって、それ以外の山の頂上付近にトンネルを掘らなければできないようなところをこの法線に決定したという図面まで配付されたことも事実でありますし、そういうふうなことからいって、常葉町のこのやり方が、今になって、それ

ほどの重大な金額的にも損失を受けることを知りながら進めてきたことが失態の原因であると私は考えますし、この買収地の面積と、この買収した利用できなくなった金額はいかほど支払ったのかについて御答弁をお願いいたします。

議長（三瓶利野） 富塚市長。

市長（富塚宥暉） 再質問にお答えいたします。

これは県の事業でありまして、先ほど相続人が相続できないということから法線を変更して、その余り地があるのかないのかと。その残金につきましては、あると思いますが、今のところ面積はわかっておりませんが、県の管理になります。県の方の土地ですから、県の方の管理になります。

そしてまた面積であります。今のところ、どのくらい残地として残っているのかどうかは把握いたしておりません、正確な面積について。しかし、余りないというふうなことは聞いております。

議長（三瓶利野） 吉田正直君の再々質問になりますので。

4番（吉田正直） この市長の答弁によりまして、内容はわかりましたが、何ゆえにこの道路ができないかということも他人から聞かれても説明のできない状況でありますので、先ほどの答弁のとおり、年内には工事が進行されるということですね。わかりました。

次に、2点目に移ります。

市道余平田田代線について伺います。

6月定例議会において質問を行い、その際には、私の質問に対し市当局より、「議会が終わってから、できるだけ早いうちに現地調査を行う」という答弁をいただき、答弁のとおり、6月定例議会も終わり、間もなくして市当局より、部長を初め職員の方々が現地に出向いていただき、現地の状況や承諾のできない場所の説明を行いながら、集会所においていろいろと今後の対応についてお話をした結果、市当局としては、地権者に対して何回でもお願いして、協力できるよう実行に移したいということでありました。私もその場に同席しておりましたので、このたび、市の努力によって改良が進むものと期待しているところであります。

この件につきましては、約20年、一人の地権者の同意が得られないがために、広域農道につながるまでの花立入り口が改良することができず、長い年月の中で、別の地権者に全面協力をいただいたために花立地区の道路は完成したもので、現在の余平田田代線の南倉部落の入り口は、同じ地権者の同意が得られないために、本年の合併により市が中心とし

て改良を進めることに相なったが、この現地調査がいろいろと努力されているのは承知しているが、その後の経過についてはどのようになっているのか、内容について前進ある答弁をいただきたい。

しかしながら、部落が約20年間最大の努力をしてきたことに関しては、合併前にして困り果てたあげく、最終的な部落総会としての協議をした結果、大和田山根行政区長が遠いところより南倉まで足を運び、最終的なまとめとしては、路線を変更しなければ実現できないという結論に至り、常葉町長に提出した上申書の内容は、市当局でも御承知のことと思います。

市としても、最大の努力をいただきましても実現できないということになれば、本年度の測量予算も消化できないようであれば、市当局が予算を上げている2年度までの全線改良がおくれることになり、住民に対し理由の立たない事であります。この道路について、重要道路でありますので、前進ある答弁をお願いいたします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） 市道余平田田代線道路問題についての御質問にお答えをいたします。

本路線は、起点の南倉線より、広域農道田村2期までの延長700メートル、幅員5メートルの道路改良計画であります。平成14年度には、広域農道側から500メートルの測量設計を終了し、平成15年度に地権者の御協力をいただき、広域農道側から延長500メートルについては用地買収が済んでおります。残延長である起点の南倉線までの200メートルの測量設計については、さきの6月定例議会において測量設計委託料340万円の御議決をいただいた後、早速地元議員を初め、地元区長、組長及び道路建設委員の皆様方にお集まりいただき、現地調査を実施いたしました。現地調査後、一部地権者と現在まで4回にわたり用地交渉を進めておりますが、いまだ承諾が得られない状況であります。今後も協力が得られますよう、引き続き用地交渉をしてまいります。

議長（三瓶利野） 吉田正直君。

4番（吉田正直） そのことについては、先に申し上げましたとおりでありまして、部落が20年間もこの一人の地権者に振り回され、何も理由の立たない不同意でありまして、この方は、常識あるべき人でございます。もと町の職員でありました。それが、所有権を移転しても、この道路をつくる時には反対することを条件にしてその土地を買い受けたということを部落でも申しておりますし、そういうふうなことを市が、何ぼ部長がお願いし

ても、恐らく私の判断では、人間性からいって不可能と考えるんですよ、今まで20年も同じことを言って、のらりくらりと振り回されてきたわけだから。20年というのは二昔だね、昔からの言葉でいえば。そういうふうな中で、恐らくいつまでに同意できる見通しがあるのかないのかということ、結局、御足労でも、市長に直接行ってお願いしてもらって最終的な判断をするべきが一番正しいんでないかと考えますが、私の方からは、強く努力を要望いたします。

この道路については、私のうちの土地も、一番大面積で買収に同意しておりますし、今さら稲を刈るころになっても、その境道路用地はそのままそっくり作付せずに残っている姿を見て毎日通るのは、本に無念の至りであります。そういうふうなことで、もう必ずこの道路を通過させなければ、御承知のように、軽自動車の車両交換もできないような道路でありますし、必ず実現しなければならない道路であり、これが、常葉町のうちに計画してある現在の終点である広域農道から、現在のどちらに道路の法線を変えるかの判断は、そこまでを改良しないで、それをまた一人の反対者に振り回されて、その買収したところも実行ができないということは、市当局としても全く理由の立たないことでありまして、とにかく反対者に力づけることを奨励しているような計画になってしまうのではないですか。そこの大面積の最高の延長をそのままにして、たった15メートルか20メートルの地権者のおかげで全部工事ができないということは理由が立たないでしょう。そういうふうなことも含めてとにかく努力をいただき、考えを部長に御答弁いただきたい。

議長（三瓶利野） 塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

地域住民の20年にわたる道路改良の悲願だということは重々承知しております。しかしながら、用地交渉がまとまらなければ道路工事はできないわけでありまして。御質問のとおり、これからも努力をしまいいりまして、測量に入れるようにしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

議長（三瓶利野） 吉田正直君の再々質問を許します。

4番（吉田正直） ただいまの答弁は、私の質問することに該当しておりません。これは答弁漏れと判断いたします。そのようなことを言っているんじゃないで、広域農道から買収済みで設計測量済み、その道路までを改良して、どちらに法線を変えるかを判断することで測量をとめてあったのですから、それもやらないで、そうした地権者の15メートルぐらいのところ、それがために全線ができないということは理由にならないでし

よう。常葉の町でも、買収した順に工事を進めてきたところが何カ所もあります。そうして、反対者をうんと力づける計画を立てているんですか。まるっきりする気がないというように聞こえますが、市長、これ、どういうもんですかね。そういうことが理屈に合うんですか。500メートルも600メートルも……。そういうふうな不始末で、私は、無理なことを言ってきたつもりは全くございません、今まで以来。道路議員として努力はしてきたが、そういうふうな不始末をやった経過はありません。最終的に、そういうふうな方法で買収してしまって、人に見せるのに買収したのか、道路にするのに買収したのか、設計書を書いてきたのかについて何も市当局では答弁に触れていないでしょう。そういうのが答弁漏れでしょう。お願いします。

議長（三瓶利野） 正直議員、質問が再々質問になって今やっているんですが、ほかに聞くことはありませんか。あと聞くことできませんけれども、よろしいですか。そのほかないですね。

それでは、当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

平成1年度の田村市の予算編成の中には、先ほど申し上げましたように、34万円の測量設計費が計上されてございます。したがって、今年度、私どもが職員として誠心誠意仕事を続けるのは、この34万円の測量試験費を実施できるようにするのが私どもの務めというふうに考えてございます。今後の工事につきましては、18年度以降の予算編成に係るものでございますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。（「最後に答弁漏れがあります。まるっきりの答弁漏れでありまして、そんなことで了承できません。私が聞いているのとまるっきり違う。測量だけ調査費でやって、後のことは構わないと言っているんじゃないですか、今は。先を買収して、あれだけ人様に世話になって空き地になっていることを優先に考えて進行したいという答弁をするのが市当局の義務であって、何するがために買収したんですか。そういうふうなことで答弁していないでしょう、部長。聞いたことに答弁しないで、我が一方的な測量、測量って。同意がないから測量できない。そうしてそこまで改良して、上申書のとおり、だから、何としてもそこまで道路が進行してきてもできない場合は、変更やむなしということに常葉町で進んできたんですよ。それを引き継いでいるのが市でしょう。ここに助役もいますから、助役に聞いてくださいよ。助役は逃げ言葉が上手で、逃げ方専門の助役ですから」の声あり）

議長（三瓶利野） 吉田正直議員に申し上げますが、規定の再々質問が終わっているもの

ですから、質問の回数は終わっていますので、お願いします。（「最後に要望を申し上げます」の声あり）要望であれば、どうぞ申し上げます。

4番（吉田正直） どの人に言ってもうそばっかり、答弁漏ればっかりで、らちが明かないので、だから最後には市長を頼るしか私はございませんので、私の言っていることがうそであれば全部取り消します。うそは言いませんから、私は。市長は、私の山奥のすみかも知っているし、田代線というのは、余平田地区の国道 288号線から田代県道までが余平田田代線であるとして名づけたのが長谷川町長ですから、それをそういうふうな、理由にできないような言いがかりによっていつまでも振り回されて、部長の話では、振り回されっ放しで終わっちまっても仕方ないような答弁をしていますから、そういうふうなことは部長としても十分に考えて、部落の苦勞は全部証拠書類において明らかなんだから、何とか市長、よろしく課長、部長と協議して、できるだけ仕事に着工して、そこまで来ないのさ、部長が言うような話では、ますます反対者は凶に乗って、できなくなるのが常でしょう、人間のねじくれは。そういうふうなことでなくて、やるとおりのことをやって、よろしくをお願いします。終わります。

議長（三瓶利野） これにて4番吉田正直君の質問を終結します。

次の質問者、15番新田耕司君の発言を許します。新田耕司君。

（15番 新田耕司議員 登壇）

15番（新田耕司） おはようございます。

さきに通告いたしておりました私の一般質問をさせていただきます。

まず、3件4点について質問をいたします。

まず1件、田村広域道路工事の進捗状況について。

1番目、田村広域道路工事は、3期に分けてそれぞれの工事区間から工事が進められ、既に供用開始している区間もあれば、いまだ工事が着工できない区間もあります。市長の政策理念でもある合併効果の一つに、五つの地域の観光資源を有効的に活用できるアクセス道路の整備が挙げられます。これらは、全線開通してこそ経済効果や利便性が図られ、地域住民の待望するところであります。そこで、全線の工事完了の見通しについて伺います。

2、また、常葉町から大越町に通ずる工事区間は、大越町下大越入ノ作地内で工事が完了し、その後の延伸が未定のままになっております。この路線は、都路から常葉を通じて大越に通じる最も短時間で結ぶ重要な生活道路となるはずですが。過去に、旧大越町から、

この路線は県土木部と旧大越町が取り交わした協定書があり、これが障害になって進展しない旨の説明を受けた記憶があります。県との協定書の内容については、当局からおおよそ説明を求めたいわけですが、広域道は現在地で完了し、アクセス道については、旧大越町、町道入ノ作線を併用すると記憶しております。その後、この協定書の改定が行われ、広域道の延伸が図られるのか、また、これが不可能な現実ならば、早急に市道入ノ作線を改良し、主要地方道船引大越小野線から郡山大越線を併用し、下大越中田地内から小野町に通じる広域道に接続できるよう早急に検討の要望をすべきと考えますが、現況を説明願います。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

市長（富塚宥暁） 15番新田耕司議員の田村広域道路工事の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

初めに、田村広域農道の工事完了年度について申し上げます。

広域農道田村地区につきましては、御承知のように平成元年度に国の採択を得て田村1期工事に着手し、平成13年度に完成いたしました。田村2期につきましては、平成5年度に着手し、平成18年度完成予定であり、田村3期につきましても、平成8年度に着手し、平成22年度完成予定としてそれぞれ事業の推進を図りながら工事を進めているところであります。

次に、市道入ノ作1号線の道路改良の見通しと、なぜ広域道の延伸が実現できなかったのかについて申し上げます。

市道入ノ作1号線は1級市道であり、田村市新市建設計画に位置づけられている重要な幹線道路であります。本路線を含めた市道、県道、広域農道の連携により、広域農道田村地区は、最近の経済状態に対応するため施設相互間及び団地間を有機的に連絡し、生産物の集出荷の能率化、消費地迅速化を図るべく、平田村の国道49号から都路町の国道288号に至る路線と船引三春インターチェンジのアクセス道路から大越町に至る路線を基幹農道として計画され、平成元年度に新規採択されたルートであります。

また、都路町、常葉町方面より国道349号を経由し、あぶくま高原自動車道を利用し、福島空港や今後計画が予想される磐越自動車道あぶくま高原サービスエリア内のスマートインターチェンジに最短ルートでアクセスすることができ、田村市としての観光地を含めた広域的な道路網のネットワークを形成する上で、本路線の道路整備は急務であり、かつ広域農道が完成し、供用開始されれば、交通量の増大が予想され、現道の狭い幅員では道

路交通の安全確保が難しいため、早急に道路整備計画を立てて拡幅改良しなければならない重要路線であると認識いたしております。

なぜ広域農道を延伸できなかったのかについては、平成元年3月に平成元年度新規採択希望広域営農団地農道整備事業、田村地区の計画については旧町村の幹線道路である大越町の1級町道入ノ作1号線と都路村の1級村道山口大槻線の2路線は、旧町村の道路管理者が計画施工する区間であると県との協議がされております。そのため、旧町村の道路整備計画及び財政事情等により、未整備路線として田村市に継承されたものであります。

現在、市としては、道路整備計画を策定するために資料収集中であり、策定時には、前段で申し上げましたとおり、重要路線であることを十分に認識した上で道路整備計画に織り込んでまいります。

議長（三瓶利野） 新田耕司君。

1番（新田耕司） そうすると、現在、入ノ作1号線については、今後整備計画に盛り込んで整備をするということですが、それ前に広域道としての県との協議の中で、今後、入ノ作でとまっている広域道が、将来にわたって広域道として延長をするというような可能性はゼロに等しいということでしょうか。

市の市道として入ノ作1号線を改良して、それでアクセスをするということになれば、若干道路の状況によっては、広域道と幅員も異なりますし、道路の路線も、現在の入ノ作1号線については、かなり曲線が多くて広域農道の状況とは異なるわけですが、今後、できるだけ入ノ作1号線を改良するに当たっても、広域道に準ずるような幅員と道路状況を十分にかんがみて工事計画を進めていただきたいと思います。再度答弁をお願いします。

議長（三瓶利野） 富塚市長。

市長（富塚宥暉） ただいまの広域農道の延伸の件であります。先ほど申し上げましたように、旧町村でそれは管理あるいは拡幅するということが協定されておりますので、市として、今度は市道として拡幅改良いたします。

そして、今お話しのように、広域農道と市道の拡幅の幅員が違った場合どうするのかということではありますが、広域農道と連携を図りながら、そしてまた住民のあるいは交通の便性を図りながら、ルートについても、今現在あの入ノ作線は住宅があります。それを別な方から行くということも考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（三瓶利野） 新田耕司君。

1番（新田耕司） 次に、第2件目、畜産振興について伺います。

当市の畜産振興については、合併を機に、各事業を精査して、内容のある効率のよいものにつくり変え、地域格差を解消しなければなりません。特に、当地方は、和牛の産地として都路牛のブランド化、田村牛のブランド化に向けて繁殖肥育農家が日々努力を重ねております。この和牛産地を支えてきたのが、旧町村で取り組んできた畜産振興策であります。しかし、合併して6カ月が経過しても、いまだ事業の取り組みが見えない状況であります。特別導入事業については、各行政局の統一化を図り、一刻も早く事業を開始しないと、和子牛の価格がこれから需要期に向けて高騰する懸念がありますので、導入希望者の経済性を考慮すると猶予もないと考えますので、当局の取り組みを伺います。

また、優良基礎雌牛導入事業、家畜導入事業についても一元化を図り、補助金の統一を図らなければなりません。これらの取り組みについて伺います。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） 畜産振興についての御質問にお答えいたします。

畜産振興策の一環として特別導入事業、優良基礎雌牛導入事業、家畜導入事業等がございますが、各行政局の取り組みが統一されていない。これらの事業を統一して地域格差を解消する具体的な取り組み策はあるのかについて申し上げます。

特別導入事業は、国及び県の補助金と自主財源をもって基金造成し、満60歳以上の方及び出稼ぎで不在農家の方に貸し付ける事業で、合併前の大越町、都路村及び船引町に住所を有する方に繁殖雌牛を5年間貸し付けをするものであります。

また、合併前の滝根町、都路村、常葉町の地域限定の貸し付け及び導入事業があります。旧滝根町につきましては、町単独の畜産振興基金を造成し、合併により滝根行政局地域限定の事業として畜産振興基金条例を制定し、乳用基礎牛及び肉用基礎牛を5年間貸し付けをする優良基礎雌牛貸付事業及び導入牛の購入補助をする優良基礎雌牛導入事業のほかに、優良受精卵購入及び移植する補助事業を実施しております。

旧都路村におきましては、村単独の優良基礎雌牛導入事業基金を造成し、合併により都路行政局地域限定の事業として優良基礎肉用雌牛導入事業基金条例を制定し、乳用牛及び肉用牛を5年間貸し付けする事業を実施しております。

旧常葉町につきましては、町単独の優良基礎雌牛貸付事業基金を造成し、合併により常葉行政局地域限定の事業として優良基礎肉用雌牛貸付事業基金条例を制定し、乳用牛及び肉用牛を5年間貸し付けをする事業のほかに、素牛購入及び保留事業として素牛購入の補助事業を実施しております。

これらの地域限定の基金事業は、貸し付けの5年間は同じであります。返納牛及び貸し付けした牛の譲渡の仕方が異なり、さらに、補助事業を実施しているなど、合併前に統一が図られなかったものでございます。また、優良基礎雌牛導入事業及び家畜導入事業につきましては、合併前から取り組んでおりました牛の購入経費の補助事業は、それぞれ平成17年度の予算に計上されましたが、事業の取り組みがなかった町村は、事業の要望がなかったことや、財政事情等により新規事業として当初予算に計上されなかったものであります。

現在、この基金事業について、地域限定の基金事業を廃止し、特別導入事業に統一を図るか、または三つの地域限定の基金事業の統一を図るかなど、導入の補助事業を含めて内部で検討しているところであります。今後、和牛改良組合等の畜産団体の御意見を聞きながら、田村市の肉用牛導入事業の統一に向けて検討してまいります。

なお、優良基礎雌牛導入事業及び家畜導入事業等の補助事業につきましては、統一を図るために現在検討作業を進めております。

議長（三瓶利野） 新田耕司君。

1番（新田耕司） いろいろ貸付基金、それから事業の内容については説明を受けたわけですが、大きく分けると、特別導入事業については県の条例に基づいた事業でありまして、大越、都路、船引が取り組んでおりますが、その他単独事業につきましては、貸し付けそれから補助金制度、返納、譲渡の方法については、内容が若干異なるわけですが、田村市に合併したわけですから、単独事業については一本化すべきと考えるわけですが、現在、それらに向けて検討中ということですので、今、その結論を聞いても答弁はできないと思います。

あと、特別導入事業については、旧5町村一本化して、要望がなかったから云々じゃなくて、市全体として何頭というような枠の中で導入事業を進めていただきたい。大越、都路、船引限定でなくて、滝根、常葉も含めた市全域を一つの特別導入事業として取り上げていただきたいと思いますが、これらについてはどういうふう考えておるのか。

それから、もう一つ、通告にはないんですが、畜産振興基金が滝根町にあります。これらについて、現在、これが運用されているのかどうかを、もしわかればお聞かせ願いたいと思います。

議長（三瓶利野） 塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

特別導入事業の全市的な対応という御質問でございますが、これは、国・県から補助を受けて基金造成を行ったものでございます。したがって、全市的な対応ができるのか、あるいは、大越、船引、都路だけの地域限定の特別導入事業になるのかは検討をさせていただきます。

それから、滝根町の優良基礎雌牛事業等に係る基金の運用でございますが、こちらは、平成17年度においても運用をさせていただいております。

議長（三瓶利野） 新田耕司君。

1番（新田耕司） 一つ答弁漏れがあるんですけども、まず、特別導入事業については、もう合併して6カ月が過ぎておるわけですが、事業が開始されているのかどうか。希望者によっては、早く和子牛の価格が安いうちに導入をしたいという希望者がいるんですが、いまだそれらについて導入できない状態にいるわけですが、これをできるだけ早く事業開始をしていただきたいと思いますが、それらについて最後に答弁願います。

議長（三瓶利野） 塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） 特別導入事業につきましては、委員会を開催いたしまして、大越行政局で希望のある方にお貸しをするという決定でございます。他の町村、いわゆる船引、都路でございますが、ただいま希望者を募集中でございます。

議長（三瓶利野） 新田耕司君。

1番（新田耕司） 次に、3件目についてお伺いいたします。

教育施設の適正規模についてを伺います。

1、市内小中学校の適正規模は、文部科学省、県教育委員会、市条例等で定められております。そこで、市内の小中学校について、次の事項について伺います。

国の1学級40人制、県は30人制を一部導入、そこで、当市の児童生徒数による学級編制は適正に行われておるのか伺います。また、複式学級は何校で何学級あるのかを伺います。

教育施設は、拡大解釈すると、保育所、児童館、幼稚園も含まれるでしょうが、当市の小中学校における校舎は年次計画で改修され、危険校舎はわずかとなっております。今後、危険校舎に指定されている校舎の改修計画と、児童生徒数による規模、教室の確保は十分になされておるのかを伺います。また、余裕教室の活用等はどのようになっているのか伺います。

さきの6月定例会では、屋外運動場の適正規模は校舎面積の5倍程度という当局の答

弁がありました。私は、これらを十分満たしている市内小中学校はわずかと考えますが、未達成校は何校あるのか伺います。

そこで、前回、6月定例会で関本小学校の運動場拡張工事に係る委託料が計上され、議決されましたが、市内小中学校の中で運動場が5倍に満たない施設の中から、なぜ関本小学校が優先されたのか。前回の文教常任委員長答弁では、事業規模を縮小するよう、なお検討の余地がある旨報告がありました。その後、当局では、この問題についてどのような検討をしておるのかを伺います。

また、この事業について、事業採択に当たっての経緯、地域からの請願・陳情があったのか。旧常葉町からの優先順位なのか、もし請願事項であれば、いつの定例会において旧常葉町議会での常任委員会採択要件であったのかを伺います。

教諭、講師の配置については、当然要件を満たしておると思いますが、学校経営の責任者である学校長の裁量権によるところも大であります。現在、市内小中学校の中で、免外教師による教科担任はあるのか。また、複式学級に派遣講師は適正に配置されておるのか伺います。

以上、これらに係る関連したデータの提示を求めて私の質問といたします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。大橋教育長。

教育長（大橋重信） 教育施設の適正規模についての御質問にお答えいたします。

初めに、児童生徒数による学級編制につきましては、田村市立各小中学校の学級編制は、福島県教育委員会の学級編制の基準に基づいて行われます。国は、法律、義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の基準に関する法律に基づき、1学級の定員を40名としていますが、福島県は、小学校1、2年生と中学校1年生の1学級の定員が30名、小学校3、4、5、6年と中学校2年、3年の1学級の定員が30人程度、本年度は3名であります。を基準として学級編制を行っております。

次に、校舎の規模と教室の数について申し上げます。

補助事業で新しい校舎をつくる場合の規模につきましては、必要面積として、学校の学級数により定められておりますが、学校に多目的教室を置く場合や、特殊学級を置く場合と、それらの教室を置かない場合では、必要面積が違ってまいります。さらに、単独校、調理場実施校は、給食施設の面積が加算されます。小学校の教室数につきましては、普通学級が6学級の学校では、普通教室として6教室、特別教室として8教室を設置することができます。中学校の教室数につきましては、普通学級が6学級の学校では、普通教室と

して6教室、特別教室として1教室を設置することができます。

次に、屋外運動場につきましては、文部科学省令の小学校設置基準で、児童数 240人以下の場合には 2,400平方メートル以上、24人以上は、児童数に応じて計算式により算出いたします。中学校につきましては、中学校設置基準で 240人以下の場合は 3,600平方メートル以上、24人以上は、生徒数によりまして計算により算出することになります。

なお、市内の小中学校のデータにつきましては、教育次長より答弁させます。

次に、教諭、講師の適正配置について申し上げます。

教職員の採用及び配置などの人事権は、福島県教育委員会にあります。教諭、講師の定数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員の定数の基準に関する法律に基づいて定められ、教師、講師の配置については、福島県教育委員会の人事異動の方針に従い、校長の意見、市教育委員会の内申に基づき、福島県教育委員会と協議の上決定されます。田村市立小中学校の3校の教職員の配置もそのような基準、手続によって適切に行われておりますが、今後とも、市内の小中学校の教職員の組織の実態を踏まえ、適正配置となるように努めてまいります。

議長（三瓶利野） 教育次長。

教育次長（宗像泰司） 田村市内小中学校全校の保有面積、屋外運動場の面積などについて申し上げます。

滝根小学校、保有面積 2,185平方メートル、普通教室 11、特別教室 5、屋外運動場 3,025平方メートル。菅谷小学校、保有面積 1,750平方メートル、普通教室 7、特別教室 5、屋外運動場 5,875平方メートル。広瀬小学校、保有面積 1,645平方メートル、普通教室 6、特別教室 6、屋外運動場 2,149平方メートル。上大越小学校、保有面積 3,020平方メートル、普通教室 10、特別教室 9、屋外運動場 8,505平方メートル。下大越小学校、保有面積 1,577平方メートル、普通教室 7、特別教室 6、屋外運動場 3,176平方メートル。牧野小学校、保有面積 1,616平方メートル、普通教室 6、特別教室 6、屋外運動場 5,368平方メートル。古道小学校、保有面積 1,924平方メートル、普通教室 6、特別教室 4、屋外運動場 3,803平方メートル。岩井沢小学校、保有面積 1,889平方メートル、普通教室 7、特別教室 5、屋外運動場 1,859平方メートル。大久保小学校、保有面積 1,087平方メートル、普通教室 3、特別教室 6、屋外運動場 2,159平方メートル。関本小学校、保有面積 2,063平方メートル、普通教室 7、特別教室 4、屋外運動場 3,533平方メートル。山根小学校、保有面積 1,717平方メートル、普通教室 5、特別教室 6、屋外運動場 4,905平方メ

ートル。常葉小学校、保有面積 3,574平方メートル、普通教室 13 特別教室 6、屋外運動場 3,66平方メートル。西向小学校、保有面積 2,360平方メートル、普通教室 6、特別教室 8、屋外運動場 5,310平方メートル。芦沢小学校、保有面積 2,402平方メートル、普通教室 6、特別教室 4、屋外運動場 3,074平方メートル。堀越小学校、保有面積 2,084平方メートル、普通教室 6、特別教室 6、屋外運動場 5,32平方メートル。梶山小学校、保有面積 1,715平方メートル、普通教室 5、特別教室 5、屋外運動場 6,990平方メートル。門沢小学校、保有面積 1,859平方メートル、普通教室 5、特別教室 5、屋外運動場 4,136平方メートル。船引小学校、保有面積 6,113平方メートル、普通教室 23 特別教室 8、屋外運動場 4,874平方メートル。今泉小学校、保有面積 1,468平方メートル、普通教室 5、特別教室 5、屋外運動場 3,590平方メートル。美山小学校、保有面積 2,504平方メートル、普通教室 6、特別教室 7、屋外運動場 5,963平方メートル。緑小学校、保有面積 2,221平方メートル、普通教室 7、特別教室 7、屋外運動場 4,29平方メートル。瀬川小学校、保有面積 1,52平方メートル、普通教室 6、特別教室 5、屋外運動場 5,222平方メートル。石森小学校、保有面積 2,118平方メートル、普通教室 6、特別教室 6、屋外運動場 4,520平方メートル。春山小学校、保有面積 2,111平方メートル、普通教室 6、特別教室 6、屋外運動場 7,782平方メートル。要田小学校、保有面積 1,694平方メートル、普通教室 7、特別教室 7、屋外運動場 4,125平方メートル。滝根中学校、保有面積 3,629平方メートル、普通教室 10 特別教室 14 屋外運動場 8,735平方メートル。大越中学校、保有面積 3,713平方メートル、普通教室 10 特別教室 11 屋外運動場 1万 855平方メートル。都路中学校、保有面積 2,377平方メートル、普通教室 5、特別教室 9、屋外運動場 3,579平方メートル。常葉中学校、保有面積 4,757平方メートル、普通教室 10 特別教室 13 屋外運動場 3万 2,918平方メートル。船引南中学校、保有面積 2,662平方メートル、普通教室 7、特別教室 8、屋外運動場 1万 4,715平方メートル。船引中学校、保有面積 5,239平方メートル、普通教室 17 特別教室 12 屋外運動場 1万 2,656平方メートル。移中学校、保有面積 2,738平方メートル、普通教室 4、特別教室 9、屋外運動場 8,333平方メートル。瀬川中学校、保有面積 1,324平方メートル、普通教室 3、特別教室 8、屋外運動場 5,220平方メートルの保有面積、屋外運動場の面積などとなっております。

小学校で保有面積が基準の面積を上回っている学校は上大越小学校、山根小学校、常葉小学校、船引小学校の4校であり、それ以外の2校につきましては、基準の必要面積を下回っており、屋外運動場が基準の面積に達していない学校は、広瀬小学校、岩井沢小学校、

大久保小学校、船引小学校の4校であり、それ以外の学校につきましては、基準の面積を超えた面積を保有しています。

また、中学校で保有面積が基準の必要面積を上回っている学校は、滝根中学校、都路中学校、常葉中学校、船引中学校、移中学校の5校であり、それ以外の3校は、基準の必要面積を下回っており、屋外運動場が基準の面積に達していない学校は、都路中学校の1校であり、それ以外の学校につきましては、基準の面積を超えた面積を保有しております。

議長（三瓶利野） 当局に申し上げますけれども、先ほど質問の中で、関本小の運動場について地元の要望、つまり請願とか陳情、これに関して議会の対応、それについて質問がありましたけれども、これについて答弁が漏れているように思いますが、いかがですか。

大橋教育長。

教育長（大橋重信） 関本小学校のグラウンド拡張につきましては、旧常葉町から引き継いだ事項でありまして、既に用地補償費も済んでおります。そのことから、今回、6月の補正におきまして測量費をいただいて測量が完了しておりますが、いずれにいたしましても、文教厚生委員会の方で検討いただいた結果を踏まえて、これから教育委員会の中で内容を精査し、縮小の方向で現在検討中であります。

議長（三瓶利野） 新田耕司君。

1番（新田耕司） 若干通告の内容に、細かい部分が通告されていないので答弁漏れもしやうがないと思うので、再質問ということで再度質問して、答弁をいただきたいと思いますが、今、細かいデータをいただいたのは、校舎と屋外運動場の規模が達成されているところと達成されていないところがあるということですが、その中で、校舎については先ほど答弁のとおりでございますが、屋外運動場については、未達成の学校が少ないような状況で、ほとんど適正に達成されていると理解してもいいのかなと思います。

その中で、ただいま関本小学校の屋外運動場の拡張工事については、この数ある達成している中の工事ということで、緊急性があったのかどうかというところが一つ大きな疑問点ではあります。これらについては、関本小学校の学区内には6行政区がありまして、5カ所の地区のグラウンドが現在あり、その中でも使用されていないものもあると聞いております。これらについては、地区民が学校施設の開放によって社会教育や生涯学習の一環として屋外運動場を使用したいのであれば、現有地区施設のグラウンドも十分活用できると考えられますが、あえて学校施設ということになれば、単純に考えて、児童専用施設としてこのグラウンドが必要なかどうか。地区住民も、それらの学校施設を開放して使わ

せていただくのには狭いというような考えなのか。これは、ただいま地区住民からの要望の中にそういうふうなものがあったかどうかということなのですが、これらについては、請願・陳情があれば、それらの内容を見てみないとわかりませんが、ややもすると、これだけグラウンドが恵まれているといえは恵まれている中で、あえて常葉からの優先順位として上がってきたのをそのまま教育委員会が上げたとすれば、内容についての精査が少し不十分ではなかったのかなと思いますので、さきの文教常任委員会の答弁の結果を踏まえて、これらをもう一度精査をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、若干答弁漏れの中に、複式学級があるとすれば、これらについての講師の派遣については適正に配置されておるのか。それから、小中学校の中で、これは校長の裁量なのですが、免許がなくても、現在教科を担当しているような先生があるのかどうかを最後にお聞かせ願ひたいと思います。

議長（三瓶利野） 大橋教育長。

教育長（大橋重信） ただいまの御質問にお答えいたします。

複式学級は、市内の小学校で1学級あります。小学校のみであります。

免外教諭の担当は18名おりまして、このうち5名は、県教育委員会の研修を受けて、県教育委員会の許可を受けて現場で学校の教科の指導に当たっております。以上です。

すみません。18名全員が研修を受けております。免外であります。18名、小学校でありますが、その先生方は全部、県教委の研修を受けております。（「複式学級についての講師は」の声あり）

複式学級の講師は、適正に配置されております。

議長（三瓶利野） 新田耕司君。

15番（新田耕司） これで私の質問を終わります。

議長（三瓶利野） これにて15番新田耕司の質問を終結します。

暫時休議いたします。

再開は1時25分といたします。

午前11時16分 休議

午前11時27分 再開

議長（三瓶利野） 再開いたします。

休議前に引き続き一般質問を行います。

次の質問者、5番照山成信君の発言を許します。5番照山成信君。

(5番 照山成信議員 登壇)

5番(照山成信) 5番照山成信。

通告によりまず一般質問を通告の順序により行います。

質問に先立ちましてお願いを申し上げます。

今回私が質問いたします事件は、機会あるごとに、またさきの定例会などで申し上げてまいりましたことでもありますので、質問も簡潔にいたします。御答弁も簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

まず最初に、田村市がかかわって、常葉行政局管内に建設を進めております一般廃棄物最終処分場についてお伺いをいたします。

本件については、機会あるごとに見直しの必要性について提言してまいりました。国は、阪神淡路大震災、中越地震、この二つの大きな地震を復興の経緯から、災害により大量に発生する廃棄物に対応するための計画を具体的に進めるよう、全国の市町村に発信をいたしたことは、市長、ご存じのとおりであります。幸いなことに、田村市は現在、処分場をつくらうとしております。本件、この処分場建設にどのように生かされているのか、市長のお考えをお伺いいたします。

また、田村市3月定例会、6月定例会の中で、このたび建設を計画しました処分場は、法律の改正により処分の内容が大きく変更されました。したがって、計画の見直しをする必要があると市長並びに職務執行者から答弁をいただいております。その後、特段の変更もないまま実施計画に入られたようでございますが、本件はどのように検討され、得た結果なのかについてお伺いをいたします。

次に、田村広域行政組合が計画しております処分場はクローズドシステムであり、埋立処分がされるものの対象物は、不燃物の破碎ごみと熔融火灰だけであります。埋め立てされる内容が大きく変更された今、最も大きな見直しを必要とするものは、クローズドシステムそのものの必要性であります。それとまた、それに伴って設置される水処理施設であります。

過日、田村広域行政組合に調査に行ってまいりました。担当者のお話ですと、見直し検討の指示はだれからも、いわゆる理事者からも田村広域行政組合議会からもされておりません。したがって、当初計画どおり進めなければならないものと考え、努力をしてお

りますとの返事でありました。本件、どのようになっているのかお伺いをいたします。

具体的に提言を申し上げます。

4万余の市民が罹災して、大量に発生するであろう廃棄物対策を万全なものにするため、次の提言をいたしたいと思います。

一つは、ただいま申し上げたとおり、現在進めている計画を変更し、大量に発生するごみ処分に対応するためのオープン型の処分場にすることを検討していただきたい。

二つには、三春町所有の処分場を、田村広域行政組合へ管理がえをお願いし、これに当たるのが最善かと。田村郡内の状況を判断すると、それが一番いいのかなというものでございます。当然にして、三春町への補償は十分なものとして、その後の本件に対する対処は、共同してこれに当たるという考えで整理をする必要があるらうと、こんなふうに御提言をしたいと思います。

三つ目には、災害・事故などに備えて、隣接する郡山市と具体的なごみ処理協定を締結すること。私の調査によれば、本件は十分可能で、受け入れることが可能である旨の返答も関係者からいただいております。まして、現在、国や県の方針でもありますので、一日も早い本件についての具体的な行動を起こされることを市長に要請したいと思っております。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） 5番照山成信議員の一般廃棄物最終処分場建設についての御質問にお答えいたします。

初めに、震災廃棄物処理計画について申し上げます。

本計画につきましては、環境省の震災廃棄物対策指針の中で策定が要請されておりますが、現在、計画策定を進めている田村市防災計画の中に災害廃棄物の対策についての事項を盛り込んでまいります。さらに、今後計画策定を予定しております一般廃棄物処理基本計画の中にも、災害廃棄物の処理対応について盛り込む計画にしております。

次に、一般廃棄物最終処分場計画に係る見直しの検討について申し上げます。

おただしの一般廃棄物最終処分場建設計画の見直しにつきましては、3月及び6月定例会におきまして申し上げましたが、本年4月から循環型社会形成推進交付金制度が設立されることを踏まえ、田村広域行政組合では、平成16年1月に基本設計の見直しを行い、埋立内容の変更に伴う埋立物及び埋立量の計画見直しを行ったところであります。水処理施設につきましても、1日当たり5トンから3.3トンへ処理量の変更を行っております。埋立

期間につきましては、現在のところ見直し等の検討は行っておりません。

次に、災害廃棄物の対応についての御提案につきまして申し上げます。

田村広域行政組合では、8月に田村地域循環型社会形成推進地域計画を策定いたしました。この中の災害時の廃棄物処理に関する事項では、「それぞれの市町が策定した防災計画を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の方針を策定し、地域内及び周辺地域との連携体制を構築する。」と定められていることから、田村市防災計画の中に災害廃棄物の対策についての対応等を盛り込む計画にしていまいります。

大規模災害発生時におきましては、国・県レベルでの相互支援が確立されていることから、災害廃棄物につきましても広域的かつ長期的にわたる対応が必要となることから、具体的な支援体制や対応につきましては、今後関係機関との連携強化のために調整を図ってまいります。

議長（三瓶利野） 照山成信君。

5番（照山成信） 議長の少し議事さばきに要望しておきます。私が質問している質問者からの答弁がない以上、次に進めないということでございますから、田村広域行政組合の理事者でもない、そういうふうな答弁をする立場にない人の答弁を聞いて、「はい、そうですか」というわけにはいかない。私の質問の趣旨に沿うように答弁をすることも、議長の方でリードしていただきたい。

議長（三瓶利野） 申し上げます。自分に意に沿わない答弁者の問題があった場合には、どうぞ遠慮なく申し出て、要望をしてくださるようお願いいたします。

5番（照山成信） 私が言っているのは、市長に質問しているんです。しかも理事者でもございますから、そのみずからの職責上、質問されたことについて、部長といえども、私の質問に答える立場にない人の答弁を聞いて、「はい、そうですか」というわけにはいかない。議会とはそういうものだとは私は思っているんですね。ですから、みずから質問を求められた人の発言を聞いて、次の質問なり、再質問なり、再々質問に入りたいと、こんなふうをお願いしていますから、議長の方でもそのような議事さばき、議事進行をお願いしたいと思います。

議長（三瓶利野） 申し上げますけれども、私、今、照山議員とやりとりする気はありませんが、市長に対する要望であっても、その部長が答えたことは市長が答えたものと同じだというふうに考えて会議を続けていただきたい、こう思います。

5番（照山成信） 私が言っているのはそういうことじゃないんですよ。だって、どのよ

うに検討したのかというのは当事者でなきゃわからないわけでしょう。その検討に加わった人でない人が、こういうふうなことだというふうに……。具体的な作業をどう進めますとかという話で返ってくるんなら、私は、部長の答弁でも課長の答弁でも至極当たり前のことだと思っているんですよ。ところが、田村広域行政組合の理事者の立場も含めて聞かれているということですから、私の質問は、市長にあてて質問をしているのでございまして、そののところをもう一度。しかも、3月の定例会、6月の定例会で「見直しを検討する」ということですから、今、部長の答弁にあったように、見直しをすることがないという結論になったということであれば、それはそれで次の質問に入れるわけですから、市長みずからが本件について答弁をしていただきたい。それで、6月の定例会のときに検討の必要性を認めたのは、どの辺なんですか。それはどのように検討されたんですかという聞き方になっていくわけですから、議長もその辺を心得て議事進行をひとつよろしくお願いしたい。

議長（三瓶利野） ただいま照山議員の発言について、当局の方で特に発言があればこれを許しますが、いかがですか。なければ、部長の答弁は、市長の答弁と同じだというふうに解釈をして次に進んでいただきたいと思います。

5番（照山成信） それじゃ、再質問も部長、答えてくれるんですね。

それでは、議長がそのように議事さばきをしますから、直接今度は指名をして私、答えを求めます。

じゃあ、ただいまお答えになった部長に、6月定例会以降いつ、この検討をどのようにされたのかについてお答えをいただきます。

議長、今の件について補足しておきます。

いつ、どこで、だれと、どのような協議をしたのか、これを、ちょっと。それで、あなたが今答えたような結論になったんだと。

私も事情がわからないわけではないから、自分がかかわったことでないことを答えなきゃならないという立場は非常につらいんだろうと思うんです。この件については留保して、事務当局と具体的な話を進めていきたいと、こんなふうに思って、再質問、再々質問をしないことにします。そのようにすることについてよろしくお願いしたいと思います。これならいいでしょう。お願いしますよ。

それでは、次の質問に移ります。

市民生活の安全対策について伺います。

新聞・テレビは、連日、アスベストの毒性について報じております。私は、7年前から議会の場でアスベストの毒性について訴え続けてまいりました。これは市長も御存じのはずだと思います。ここまで事が進めば、市長も担当部課長も事の重大性は理解されたものと思いますが、本件に対する市長の考えをお伺いいたします。

具体的提言を申し上げます。

1点目、アスベストの毒性を広く市民に周知し、公私を問わず、アスベストの使用実態を調査して除去することに努めてほしい。その計画を具体的に立ててほしいということでございます。

2点目、田村市内の水道管に使用されているアスベスト管の敷設実数と、これに対する除去計画を明らかにしていただきます。

3点目、同じく水道管に使用されている鉛管の使用実数の調査と除去計画をお伺いします。鉛管については、さきの議会の中で、船引に限っては使用した実績はございませんということでございましたが、市内の水道事業を業務にしている、平たく言えば会社ですね、そういう事業所をずっと調べて歩いたら、「言われてみれば、鉛管を倉庫にあったやつ、いろいろ使った、そういう時期がございます。ですから、水道本管には使われていないかもしれませんが、自分の家の水道になった部分について使用している可能性が高い。隣の郡山市の場合は、この水道管の除去をどうしていいかわからないほど容易でない事案になっている」というふうに担当者から教えていただきまして、「田村市の場合は、まだ箇所数が少ないでしょうから、今の中に除去することを検討してみたいかですか」というアドバイスもいただいてまいりましたので、この辺、よろしく申し上げます。

4点目、環境ホルモンの毒性を広く市民に周知して、環境ホルモンの暴露から市民を守ること、特に学校給食用の食器の点検をすること、さらに、家庭でその環境ホルモン、要するに具体的に言いますと、環境ホルモンというのは八十何種類かあるんですけども、その中の特に身近なものとして、プラスチックの可塑性に使われているビスフェノールAという物質が含まれたプラスチック、これを点検していただきたい。学校給食用の食器に使われているものであれば、船引町は、もう既にこれは取り除いてありますけれども、田村市内の学校給食の実態について調査、それから除去の計画を立ててほしいということでございます。

5点目、石綿に暴露された方がたばこを吸い続けると、肺がんによる死亡率が50倍以上になるということでございます。これも広く市民に周知すること、また、本件については、

国・県は健康管理制度を立ち上げたところでございます。労災補償制度が確立されました。その後の健康管理に当たり、本件について明確な対処の方向性をたどるために、手帳の発行も準備されることになっております。これらのことを一日も早く市民に周知をして、一丸となって本件については取り組まなければならないこと。行政だけでは足りないという実態が今ありますので、どうぞこの件についてどのようにされるのかについてお伺いをいたします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） 市民生活の安全対策についての御質問にお答えをいたします。

初めに、アスベストの毒性を広く市民に周知し、公共・私を問わず、アスベストの使用実態を調査し、除去することについて申し上げます。

県では、現在、健康被害、建物解体、石綿廃棄物の処理について相談窓口を設け、対応に当たっており、田村市においても、県と十分協議しながら必要な情報を市民に周知してまいります。

また、公共施設の使用実態と除去につきましては、4番白石治平議員などの質問にお答えをいたしましたが、市の全公共施設である77施設のうち28施設で使用されている可能性があり、その内訳は、滝根6、大越3、都路9、常葉3、船引7施設で、施設での主な用途箇所は、事務所、焼却施設、斎場、集会施設、住宅関連施設、自転車停留施設、学校及び体育施設等の本体及び附属施設となっております。今後、詳細な調査分析の結果を踏まえて、速やかに対応をしてまいります。

さらに、民有施設について、所有者に対してどのように必要な情報を周知し、調査分析及び除去について助言していくかについては、今後、県と十分協議しながら対応してまいります。

次に、田村市内の水道管に使用されているアスベスト管の敷設実数と、これに対する除去計画について申し上げます。

4番白石治平議員などの質問にお答えをいたしましたが、石綿セメント管が総延長252.8キロメートル、うち約57.1キロメートルに使用されておりますが、今後、年次計画により敷設替えをしてまいります。

次に、水道管に使用されている鉛管の実数とこれに対する除去計画について申し上げます。

鉛管につきましては、水圧によって管が膨らんだり縮んだり自在に曲げられたり、耐震

性にすぐれていることから、昭和8年から5年までに使用されておりましたが、田村市の上水道、簡易水道の管路には使用されておられません。

一般市民についての件でございますが、現在把握してございませんので、今後どのような方法があるか検討をしてみたいというふうに考えてございます。

次に、石綿に暴露した人にたばこを吸わないよう周知すること、たばこを吸うと、肺がんにより死亡率が50倍以上になること、健康管理制度や労災補償制度があることを速やかに周知することについて申し上げます。

アスベスト被害者である市民の方々につきましては、広報紙等により周知を図るとともに、石綿に関する健康管理手帳、健康診断、労災補償の相談窓口が福島労働局、福島県健康増進グループに設置されておりますところから、これらの機関と密接な連絡をとりながら指導に当たってまいります。

議長（三瓶利野） 宗像教育次長。

教育次長（宗像泰司） 学校給食食器の点検をすることについて申し上げます。

教育委員会では、給食用食器の使用につきまして、毎年調査を実施しております。今年度の調査結果では、ポリエチレンナフタレートを使用している学校が5校、シクロオレフィンポリマーを使用している学校が8校、メラミン及びポリプロピレンを併用している学校が2校、メラミンと強化磁器を併用している学校が1校、ポリプロピレンを使用している学校が1校、メラミンとポリエチレンナフタレートを併用している学校が1校となっております。学校給食で使用する食器は、子供たちの安全はもちろん、調理に携わる調理員の作業も考えなければなりません。環境ホルモンが問題となってから、多くの市町村では、給食用食器の材質について検討し、食器の入れかえを実施しております。しかし、ポリプロピレン、メラミン、ポリカーボネート等は、いずれの材質もプラスチック食器ですので、安全性に不安がないわけではありませんが、溶出する可能性のある環境ホルモンは微量であり、食品衛生法の基準の度を下回っております。

これからの学校給食は、学校給食を通して子供たちの心を育てる時代だと思っておりますので、楽しい学校給食の実施のために、いろいろな食器をそろえることができれば理想的だと思います。心が踊るといのは、感性が高まりますし、食事内容は入れ物によって、もっとおいしくなるのではないのでしょうか。今後、食器更新の際には、皆さんの意見をよく聞いて、その中で材質についての食品衛生上の安全情報を集め、その食器にした場合の経済的な問題や耐用年数、消毒、殺菌するまでの費用などを調べて、地域、気候風土や自然環境

に応じた食文化が形成され、給食を教育の一環として、子供たちの安全を第一に考えていきたいと考えております。

議長（三瓶利野） 照山成信君。

5番（照山成信） それでは、今の答えでは、ちょっと私も納得できないんですが、本件については、二つあります、再質問が。アスベストに関係する取り組み方と、それから環境ホルモンに対する取り組み方についてお話を申し上げます。

一つは、アスベストですが、アスベストは、全国の事例がもう明らかにしているんですね。例えば、図書を扱う業者の倉庫にアスベストが吹きつけられておった人が罹災をしたと。それで、水道事業に携わっていた人の奥さんが、水道管、要するにアスベスト管を扱っていて、切断したりして身につけていった衣服から暴露したと、そういうふうなことも明らかになっているんです。ですから、このアスベストの問題というのは、そういうふうな意味で、国が出しているもの全部一式持っているんですけれども、それによりますと、環境省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、内閣官房、あらゆるセクションで対処しなければ対処し切れないというふうになっているんです。ですから、市もこれと同じように、やっぱりあらゆるところで情報交換してやっていかなければならんということですよ。

それから、9月9日に県が解体業者の方に集まってもらって勉強会をしましたよね。これに田村市からも6人ですか、参加をしていますよね。このときに、処分だけではなくて、それをどのようにして除去するかという除去の方向性が語られたのかどうか。

それからもう一つは、行政が指導権を握って、率先してこの問題に周知、それから点検を含めてやっていかなければ間に合わない状況なんですね。村越議員のきのうの質問の中にもあったように、あと何年かすると何十万という単位で、要するにがんになる人が出てくるだろうという、そういうふうな統計的なものもあるわけですから、そういうふうなものに対する取り組み方をどのように進めるのか、まずは検査体制ですね。

公のことについては先ほど答弁いただきましたから、ああ、そういうふうになって大丈夫なんだなということですが、個人の家にあるアスベストについても、その家族だけが対象になるわけじゃないんですよ。すぐ隣の家のじいちゃん、ばあちゃんが暴露する場合だって想定しなきゃならん。そういうふうなことに對する市の取り組みをどういうふうにするのかという問題です。

それから環境ホルモン、これは先ほどの答弁者の方にお話し申し上げますと、環境ホルモンについてどれほど勉強なさっているのかなというふうなことなんですが、環境ホルモ

ンというのは、レイチェルカーソンが提唱した50年ほど前、正確には60年近くになるんですが、そのレイチェルカーソンが言ったときは、間違いカーソンと言われたんですよ。「そんなもの、何言っているんだ」と。学者も含めて、このレイチェルを間違い扱いにしたんですね。ところが今日、それがやっぱりバイブルだと。環境のバイブルと言われるような、そういうふうな科学的知見に至るまでの位置を今占めているわけですよ。

このレイチェルが言っている話ですから、私が言うんじゃないですから真剣に聞いてほしいと思います。種の存続に関係するということです。端的に言うと、雄が雌化し、雌が雄化すると、そういうものを環境ホルモンは持っているんだと。それと同時に、他の種を攻撃する、そういうふうな性質も持っているんだらうというふうに現在はなっているんです。

そういうふうなことを考えると、「今、子供たちが学校で、いとも簡単に自分のクラスメートを殺してみたり、かけがえのない親の命にまで手をつけてしまう子供があらわれていることは、少なくとも、今の社会環境だけでは説明がつかない」というふうに専門家や学者は言っているんです。ですから、「この環境ホルモンが影響しているのではないか」というふうにレイチェルカーソンが言っているんですから、ひとつ、少なくとも家庭からも学校教育環境からも取り除くというための具体的な周知宣伝や取り組み方について、その対策についてお尋ねをしますので、御答弁をいただきたいと思います。

議長（三瓶利野） 申し上げます。間もなく昼食休憩の時間となりますけれども、このまま続けて会議を行います。

秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） ただいまの照山議員からありました環境ホルモンということについて御答弁申し上げます。

環境ホルモンと言われるものにつきましては、100以上あるというふうな報告を受けております。農薬ではDDT、シマジンなど、7種類以上あるというふうなことでございます。次に多いのが、先ほど申されましたように、プラスチックの原料やプラスチックにまぜられているもので、ビスフェノールAやフタル酸、エステルなどがあるというふうなことでございます。これらにつきましては、ビスフェノールAは哺乳瓶や食器、缶詰の内側のさびどめなどに使われているというふうなプラスチックの原料でございまして、熱いお湯を入れたり油を入れたりすると溶け出してくることがわかっているというふうなことでございますので、これらの環境ホルモンの毒性につきましては、人体に影響があるとわかっているものについては、機会あるごとに市民への周知が必要と考えますが、すべてにつ

いて毒性があると周知すれば、市民生活への影響もあると考えられますことから、利用上の注意書きをよく読んでいただいて対策にしていきたいというのが本音でございますので、機会のあるたびに説明するなど、周知してまいりたいと、このように考えております。

議長（三瓶利野） 塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

まず、県の窓口でございますが、健康被害に関することにつきましては県の健康増進グループ、それから建物解体に関することにつきましては建築指導グループ並びに大気環境グループ、それから廃棄物の処理に関することにつきましては県産業廃棄物対策グループ並びに一般廃棄物対策グループで窓口となって対応をしております。

本市におきましても、これらの県の組織機構を考えますと、田村市の生活福祉部並びに産業建設部が対応するというところでございます。そういうことで、この両所管部が密接な連絡をとりながら、議員の御質問にありましたように、今後の健康被害の指導も含めて対応をしてまいりたいという考えでございます。

それから、9月9日に行われました石綿関係の会議でございますが、それぞれの担当部局から田村市の職員が10名出席をいたしまして、関係する部分の研修を受講してまいりました。それらに基づいて今後市民の方々に広報、指導等をしてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（三瓶利野） 照山成信君。

5番（照山成信） それでは、再々質問をするつもりでございますが、時間の関係がありますので、それを割愛して要望にかえます。

一つは、国が18項目にわたって検討した具体的にわかりやすい内容を公表していますから、これなんかの活用もひとつお願いしたいと。

それから、国の資料に基づきますと、田村郡内でも工場があったということが報告されているんですね。小野町に1979年から1988年まであったので、現在は製造していないというふうなことになってはいますが、要するに30年、40年というスパンで発病してくるということでございますから、当然本件についての経過もしなきゃならんだろうと思います。

それから、曙ブレーキがありますよね、田村郡内に。そこで働いている労働者、かなりおると思うんですね。ですから、曙ブレーキで、どのようなアスベストの使用の実態があるのかについても調査をしていただきたいということでございます。

それから、ちなみに、自動車修理工場で車検を受ける際に、ブレーキのライニングの交

換というのがありますね。あれにアスベストが入っている。あの作業を見ても、私も自分の車を出すときに、ひょいに行って、ばーっと煙に巻かれて、「いや、ひどい」なんて逃げたことあるんですが、ドラムの中をエアで吹きますと、ばーっとほこりが全部とれますね。あのほこりの中にアスベストがあるということになりますので、要するに、そういうふうな関係も含めてきめ細かな地域に対する手だてをしていただきたいということ要望しておきたいと思います。

それでは、ちょっと急ぎたいと思います。

次に、田村市の少子化対策について伺います。もう簡潔に伺います。

予測を2年早めて日本は人口減少に入ったと新聞・テレビは報じております。老人介護は、社会的介護に移行します。子育ても社会的子育てに入る必要があると私は考えます。少子高齢化の問題は、すぐれて少子化の問題でありますので、子育てができない社会になってしまっているということを、このことは物語っているんだろうというふうに理解をするところでございます。

したがって、田村市の社会的子育て計画に、次のことを具体的に加えていただきたい。保護者負担の軽減を図る立場に立って子育ての支援をしていただきたい。

一つには、学齢前の子供の医療費の負担の軽減を具体的に進めていただきたい。

それから2番目としては、保育所、幼稚園の無料化を実現していただきたい。自然豊かな田村市での子育てが全国モデルになり、子育ては、田村市でしたいと皆に言っていただけるような、そんな田村市になりたいなと、こんなふうに思って質問しているところでございますから、真摯な答弁をいただきたいと思います。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） 少子化対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、乳幼児の医療費負担軽減について申し上げます。

子育て家庭への生活支援策の充実の一環といたしまして、乳幼児の医療費負担軽減につきましては、就学前の児童については実質的な費用負担はございません。また、田村市といたしまして、合併協定書に基づき、小学6年生までの児童の入院医療費に係る費用の2分の1を単独で助成しているところでございます。

次に、保育所の費用の無料化について申し上げます。

保育料につきましては、共働き等の就労に伴い、保育に欠ける幼児の保育の実施に係る保育料として徴収しているところでありますが、保育料の無料化につきましては、私立保

育園や無認可保育園、家庭で保育をされている方との公平の観点からも、費用の負担はやむを得ないものとして負担をいただいております。

なお、田村市の保育料の設定につきましては、厚生労働省で示しております保育所徴収金基準額表の階層別と比較いたしまして、84%から50%の範囲の中で定め、費用負担の軽減を図っているところでありますが、今後、財政負担が伴います。さらに軽減できるか検討させていただきたいと思っております。

議長（三瓶利野） 宗像教育次長。

教育次長（宗像泰司） 幼稚園の無料化について申し上げます。

田村市では、保護者の経済的負担を軽くするため、幼稚園就園奨励制度を実施しております。田村市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱により、私立幼稚園に通園させている保護者に対して年間6万6,000円を補助するものです。また、田村市立幼稚園の保育料等に関する条例により、生活保護世帯及び非課税世帯の保護者に対し、年間2万円の減免措置をするものです。

なお、おただしの幼稚園の無料化については、財政面だけでなく、公立幼稚園を設置する以前から地域の幼児教育を担ってきた私立幼稚園との調整等も必要となっており、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

議長（三瓶利野） 照山成信君。

5番（照山成信） 急ぎましようかね。じゃあ、再質問しないで要望しておきます。

試算をしていただきたいということでございます。要するに、私が言ったところ、すべて無料にした場合に、幾らぐらいお金がかかるのかについて試算をしておいていただきたいと思っております。後日、担当者とお話をしてみたいと、こんなふうに思っていますので、学齢前の医療費を全くただにした場合、それから、公立・私立を問わず、保育所・幼稚園等の無料をした場合の、必要な経費はどのくらいになるのかについての試算をお願いしたいと思います。

それでは、4番目の田村市活性化についてお伺いいたします。

田村市の活性化は市民の目に見えるものにするのであります。田村市合併記念式典での市長の式辞の中にありましたクラスター方式の理念を尊重して、現地解決型の行政執行体制を一日も早く確立していただきたいという考え方でございます。

再三申し上げますが、田村市の活性化は、農林業の活性化なしにはなし得ません。一番の近道だと考えております。その具体的計画を明らかにし、これに各行政局間の競争を取

り入れて行政執行に当たることについて市長の考えをお聞きしたいと思います。

例えば、常磐道が富岡町まで延伸する今、地震に強い田村市、自然豊かな都路行政局管内を「第二の軽井沢」にするなどの具体的な検討に入ってもいいのではないかと、このように考えているところでございます。

先ほどの答弁にもありましたように、合併協議会の協議事項の範囲内で事に当たるといふ考え方は、もう新しい市がスタートしたんですからやめて、要するに、新しい市をどうしてつくっていくのかということについて真摯なやっぱり検討に入っていただきたいということも申し添えて、本件についてお尋ねをいたします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） 田村市活性化についての御質問にお答えいたします。

6月定例議会の提案説明の中で、地域を生かす産業の振興の施策で申し上げましたとおり、葉たばこ振興対策、中山間地域等直接支払事業及び家畜導入事業等の積極的な推進と、農業生産基盤となる農道の整備及び多面的な機能の発揮が図られるよう基盤整備、土地改良事業等を総合的に実施する旨申し上げました。

また、地域の課題として、新市建設計画の中で、少子高齢化社会への対応や、地域特性を生かした産業振興と雇用対策等、全市的な取り組むべき課題も山積みしております。今後、団塊の世代が定年により大幅に増加することが確実に見込まれております。都市部における家族構成や住宅事情により、地方において余生を暮らそうとする定年者の受け皿として、遊休農地を活用した市民農園の造成貸し付け等、全市的に検討する課題と考えております。

議長（三瓶利野） 照山成信君。

5番（照山成信） 事例を一つ申し上げます。

今、全国に有名なモモ、「あかつき」、これは公務員が開発したんですよ。ですから、やればできるんです。だから、田村市も新生田村市の中で、公務員の皆さんが本気になって地域おこしをどうするのかということについて、そういうふうなエキスパートが育つ必要があります。計画からいうと、ここで今正確な数字は言えませんが、百三十何名か、余剰人員という表現は使っていないようですが、やがてそれだけ職員を減らすという計画になっていますよね。それは、結局今の段階では、その人たちの力をかりて、要するにいろんな地域振興策を具体的にやるセクションをつくる気になれば、できない話でもないんですよ。ですから、そういうふうな公務員でなければできないということが必ずあるんです。

ね。

参考までに申し上げますと、船引町で、当時、冨塚町長が本気になって計画を立てた件を、実は農協に相談したら、要するに農協は、「おら、やらね」。森林組合にその話が行った。森林組合では、本気になってその冨塚町長の提言に従って一生懸命やったと。何だかそこらへんが開けるような感じになった。そうしたら、「これは、やっぱり農協がやらなければならないんだから、農協でもう一回これを検討しましょうか」という話もあるというふうに私は聞いたんですよ、関係者からね。ですから、そういうふうなことに對して、公務員がやっぱりしっかりかかわっていく、丸投げしない、みずからの仕事として地域おこしをやっていくという、そういうふうな構えで事に当たってほしいということをお話したいと思います。ご返事いただけますか。

議長（三瓶利野） 冨塚市長。

市長（冨塚宥暉） 田村市の一つの行政として取り組まなければならない大きな課題は農林業であります。おただしのおりであります。そして今、本来は行政で何をやるべきか、さらには農業を営む人の立場、さらにはJAたむら、あるいは森林組合、我々行政の方で、今、この田村地域に何が合った作物かと、あるいは果樹なのか、いろんなことを展示して、実証実験をする場を求めてやってまいりました。じゃあそのときに、その担い手として農業を営む方、この方々が、その実験によってそれを受け入れられるかどうかというのがまだ検討されていないということが残念なことでもあります。

もう一つは、本来、農業を営むという方はたくさんおられると思います。所得がないんです。所得があれば、物すごくやると思います。そしてまた、競争の中であっても所得がある程度あれば、なくなってきて、遊休地の問題になっております。そこで、東北農政局長にもお話しいたしました。担い手育成をどうするんですかというふうな話を我々の方に求められましたので、所得がまずないということです。そして、農業は大変難しいものがあります。米をつくっている方が、畜産にすぐに移行することもできないと思っております。

そしてまた、職員においても、この今定数の問題とかいろいろとお話ありましたが、クラスターとなりますと、そこに置かなければなりません。そして、じゃあ、どこを吸い上げるかということ、今までの5町村の立場、そしてまたクラスター方式というときに、その現業部門をまず吸い上げることは不可能であります。となると、私が今指示しているのは、人口で1人当たり職員が何名行っているかによつての、その格差によっては、本庁あるい

は行政局間の交流ということしかないと思っております。また、百二十名、三十名余分というのは、えてしてその現業部門がありません。新聞報道でも田村市は多いと。人口四万三千幾らとか言われますが、確かにそれは、今スタートしたときの人口と、それから職員、今約五百八十数名おります。そしてこれを 12名減らすということではありますが、それは退職の問題も絡んでまいっております。そこに 10年間という長いスパンの中で行われるとしております。

そしてまた農業も、この行政でどう取り組むかではありますが、私も農業については真剣になって取り組んでおりますが、ただ、私だけの力では、それがどこに行くのか。先ほどお話しのように、うちの方でやれば、農協さんの方は、「いや、そんなのは関係ない」と。じゃあ森林組合、「それはいいことだ」と。そうすると、いや、しかし、農協さんの方でも、「我々の方がやらなくちゃならないんだべ」と。本来は、農協さんの果たす役割。今、はっきり言って、農業にどのくらいやっているでしょうかということも農政局長にもお話しいたしました。本来、農業協同組合というのは、農業を守る、そしてどうあるべきかは、我々よりも本当に真剣になっていただかないと、立場的に、その農協さんで将来的な遊休農地、あるいはいろんな立場で後継者、それから所得、そういったものを真剣になって考えていただいたところに、行政としてもタイアップして、どのような市政、あるいは市としてこの田村市の農民の方々、いわゆる農業を営む方々を育成できるのかというのが私の考えであります。

そこで、本来は行政がキュウリ、あるいはトマト、あるいは果物、それを展示し、試験的にやってというのは、確かに実験するところもあると思います。県の立場ですと、農業試験場となりますと、田村市の試験場も設けなければならないかと思っておりますので、これについてはもっと真剣に考えて、本当にこのままでいくと、江戸時代に開墾した土地を、今、山にお返ししているんです。そういう状況でありますから、そしてその糸口がまだ見えない状況にあります。じゃあ、皆さんと一緒に農業委員もおられます。さらには、先ほど言ったJAさんもあれば、森林組合もあります。それぞれの立場で悩んでもいると思いますが、そういうお互いの仕組みの中で、そしてどう役割分担していくか、それらについても、行政としての指導も、あるいは育成についてもリーダーシップを発揮してやりますが、いろいろ皆様方からもいろんなアイデアもお寄せいただきたいと考えております。

議長（三瓶利野） 照山成信君。

5番（照山成信） それでは、二つ申し上げます。

一つは、市長がおっしゃったクラスター方式の理念を尊重して、現地解決型の行政執行体制をつくるということに、なお一層の御努力をいただきたいと思います。その中で、私が今提供した問題を、行政局管内の競争の原理を導入して、一生懸命やっていただく公務員の育成に努めていただきたいと。

それからもう一つは、先ほど言った都路の開発です。これはやっぱり自然豊かな環境を「第二の軽井沢」になれるような努力をするという方向性で、都路にお住まいの方々ともしろんな意見交換をしてみてくださいということをお願いしておきたいと思います。

次に、使用済みごみ焼却施設の解体について伺います。

これは、最も簡潔にお伺いします。

現在稼働中の船引清掃センターに設置されている焼却炉も含めた市内の使用済みの焼却施設の解体並びに再利用計画は、既になければならないというふうに私は考えているところでございますが、この扱いについてはどのようになっているのかについてお尋ねします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

市長（富塚宥暁） 使用済みごみ焼却施設の解体についての御質問にお答えいたします。

端的に申し上げます。

田村市内に6基あります。それらについては、当時の補助金をいただいております。30年ということにも縛られておりますが、それを過ぎているものについても、解体をしております。さらには、補助金を返還させると向こうから言う場合には、地方分権でありますから、それらについては要望して、我々の方としては、使用済みのごみ焼却ですから、解体に取り組んでまいります。

議長（三瓶利野） 照山成信君。

5番（照山成信） それでは、再度お尋ねをしておきます。

焼却施設の解体というのは、技術がすごく必要なんですよ。ですから、技術を間違うと大変なことになるのね。特に、名指しで申しわけございませんが、大越の焼却施設は、今すぐ煙突が倒れても不思議でないような状況になっていますから、あそこ、災害が起きてからでは、行政が何をやっているんだという地域住民のおしかりもいただろうし、それで人命が失われたなんていったら大変なことになりますから、早急にその焼却施設を見ると。市長みずからが確認して、その順序について検討していただきたいと、こんなふうに思います。

議長（三瓶利野） 富塚市長。

市長（富塚宥暉） 私は、現場を確認しております。それで、解体に要する費用も億の金がかかります、そこだけです。ですから、今先ほど申し上げましたように6基あります。それらについても、一度にやると数億円の金がかかります。ダイオキシンとか、いろいろな解体に伴う、少しずつ、本来ですと、以前ですと、500万円あるいは1,000万円で済んだかもしれませんが、今の段階では、そういう財政的な負担も伴いますが、それらについても、どちらの老朽化が激しいかについても、今検討中であります。

議長（三瓶利野） 照山成信君。

5番（照山成信） 「真摯な御答弁をいただきました」と、本当は、最後の締めくくりの原稿に入っておったんですが、当初、市長が全然お答えにならないので、ああ、そういう考え方なのかというふうにも思いましたが、後半、お答えをいただきまして、何となく私の心が満たされた。一番肝心かなめなところであなたの答弁がなされなかったということについては、私も少し寂しい思いがしますので、質問者の、やっぱり意に即したような対応の仕方をしていただきたいと思います。それをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

議長（三瓶利野） これにて5番照山成信君の質問を集結します。

昼食休憩のため休議いたします。

再開は13時30分からいたします。

午後0時30分 休議

午後1時28分 再開

議長（三瓶利野） 再開いたします。

休議前に引き続き一般質問を続けます。

次の質問者、3番小林寅賢君の発言を許します。3番小林寅賢君。

（3番 小林寅賢議員 登壇）

3番（小林寅賢） 3番小林です。

警察署の建設について質問いたします。

初めに、執行部は、新市建設計画の検討等で毎日忙しい日を連ねていることと察します。

日本の現在の社会は、公用族、汚職族がばっこをし、不正管理、不良の徒輩の横行は、

日本有史以来の墮落となっています。当市におきましても空き巣、かつては山林放火が数多くありました。係る犯罪が新聞紙上で枚挙にいとまなく報道されているとき、滝根町、大越、都路、常葉、船引町がクラスター型コミュニティによる田村市が誕生し、市長、公約の中で快適な生活環境基盤や防災・防犯設備費、安心・安全のまちづくりに努めます。また、田村市に警察署があるだけでも防犯になると言って、警察署を設置すると言っていますので、市民一同期待しています。市民に警察署設置の進捗状況を知らせてあげたいので、答弁を求めます。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

市長（富塚宥暉） 3番小林寅賢議員の警察署建設についての御質問にお答えいたします。

平成17年3月定例会においても申し上げましたが、平成16年12月2日、合併前の5町村長により、県知事、県議会議長、県警本部長に対し、警察署の設置についての要望を提出しておりますが、具体的な設置時期については、現在のところ県から回答を得ておりません。その後、田村市といたしましては、7月2日に福島県議会総務常任委員会の調査に来市されて折、さらには7月29日に開催されました県議会の自由民主党移動政調会や、県市長会の席でも要望申し上げてまいりました。今後も田村市としての機能に必要な施設でありますので、早期実現を図るべく、機会あるごとに県に対し強く要請してまいります。

なお、この問題につきましては、田村市が発足して半年余は過ぎておりますが、三春町、小野町にあります警察署の統合ということもあり、今のところ、県と協議は進めておりますが、具体的なことについて、今のところ差し控えさせていただきたいと考えております。

議長（三瓶利野） 小林寅賢君。

3番（小林寅賢） 答弁の内容がよく理解でき、よくわかりましたので、この質問は終わります。

次に、総合病院の建設計画について質問します。

市民にまさる権力なし。市民が要望している総合病院建設計画はどのようになっているか。救急患者が発生したときの対応はどうしたらよいか。都路町から郡山の病院まで救急患者を運んでいては命にかかわること、幾たびもあったと聞かされています。医療体制の充実、総合病院の誘致の推進はどのようになっているか伺いたい。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

市長（富塚宥暉） 次に、総合病院の建設計画についての御質問にお答えいたします。

さきに、4番村越崇行議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、現在、田村市内には、民間の病院あるいは医院ともあります。さらには小野公立総合病院が小野町に、そしてまた、県立三春病院が三春町に、これも廃止ということも聞いております。そういう関係もあり、あぶくま地域の医療、そしてまた、おただしのように、時間がかかるということから夜間救急病院ということも今視野に入れて、県及び近隣市町村医師会など関係機関と連携を図りながら、どのような方策があるかについて検討しておりますので、時間をいただきたいと思いますと考えております。

議長（三瓶利野） 小林寅賢君。

3番（小林寅賢） 再質問は別にありませんので、市長の回答が明白にわかりました。

続いて、庁舎の建設計画はどこまで進んでいるか尋ねたいと思います。

市長は、かねてより、「5町村で協議を重ねてきた新市建設計画を着実に実行に移し、地域の個性、自主性を尊重するクラスター型のまちづくりを実現することによって、住民参加、協働の田村市をつくり、住んでよかった、生まれてよかったと言われるまちづくりを推進し、早期に合併効果があらわれるよう、行財政の効率化を図ってまいります」と常に言っていますが、クラスター方式の本庁は、滝根、大越、都路、常葉、船引、五つの町の行政局が担うことのできない、やることが適当でない事務を執行する本庁の庁舎であり、市全体にかかわる各種計画、企画、立案、市全体の予算作成、予算配分、市全体の管理、行政組織統括、その他、いろいろなことをやる五臓六腑の心臓部とも言われる本庁舎をどのように考えているか。また、本庁舎の建設計画はどこまで進んでいるか、庁舎予定地はどのように選んでいるか、建物の総工事費はどれくらいになるか、参考にしたいので答えてください。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

市長（富塚宥暉） 次に、庁舎建設計画はどこまで進んでいるかとの御質問にお答えいたします。

庁舎建設の予定地につきましては、将来にわたり大変重要な課題だと認識しており、選定に当たっては、交流することが前提となっております。利便性や交通事情を将来にわたって充足する諸条件について、総合的な視点から、かつ拙速を避けながら入念に検討をし、候補地の選定に努めてまいりますので、しばらくの猶予を仰ぐ必要があると考えております。

なお、この件につきましては、クラスター型の田村市であります。となりますと、本庁

舎にどのくらいの将来的にわたっての職員の配置、そしてまたクラスターでありますから、異動した場合に、その本庁舎に来る来客の方々はどういう方々がいるのかということも、今頭の中で進めております。そして、本庁舎を建設する場合の財政的な面も考慮しなければならないと思っております。道路、水道、下水道、あるいは電気、電話、いろいろとございますし、また、中心地であれば、交通の利便性あるいは混雑も予想され、いろんな角度から今真剣に考えており、その時期が来た場合にはお知らせすることになると思っておりますが、その間時間をいただきたいと思っております。

いずれにしても、その場所が選定されておりませんし、また、将来的に、先ほど申し上げましたように職員の配置、そしてまた会議室とかいろいろとあろうと思っておりますので、それらがわかり次第、平面計画や建築面積などを考慮に入れながら、その規模等についても考慮してまいりたいと思っておりますが、また、一般財源で建設になりますので、その財政的な規模を見て田村市の市役所のあり方についても、いろんな角度から検討いたしておりますので、時間をいただきたいと思っております。

議長（三瓶利野） 小林寅賢君。

3番（小林寅賢） 私の考えているとおりであり、また、合併になったばかりでいろいろと悩まされていることと私も思っておりました。

以上をもちまして私の質問を終わります。

議長（三瓶利野） これにて3番小林寅賢君の質問を終結します。

次の質問者、6番宗像公一君の発言を許します。宗像公一君。

（6番 宗像公一議員 登壇）

6番（宗像公一） 6番宗像公一であります。

通告による市政一般質問をさせていただきます。

遊休農地対策について、中山間地域直接支払制度について、そして、田村市の今後の方向性についての3項目の質問をいたします。

まず、遊休農地対策についてお伺いをいたします。

「農地が遊ぶ」などということは、以前は考えられませんでした。いつごろからでしょうか。特に、養蚕の衰退、葉たばこ耕作の縮小、そして長年続く減反政策などが要因と考えられますが、とりもなおさず、先進国の中で最も低いと言われる食料自給率に象徴されるように、加工貿易立国という日本国の政策が、その根本にあるものと考えます。つまり、作物をつくってももうからない。経済的に合わない。だから農地が利用されずに遊休農地

がふえる実態があるわけであります。

しかしながら、手をこまねいて何もしていないわけにはいかないと思います。新規作目、重点的な振興作目について、地産地消という考え方、あるいは「ふぁせるたむら」、農産物直売所の誕生などの動きと相補いながら、市当局の施策を明確にしていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

また、構造改革特区に限って認められていた農地のリース方式による株式会社の農業参入が、9月1日から解禁されました。自作農主義ともいえる、戦後ずっと続いてきました農地政策が、市町村の裁量によって設定される参入区域に限定されるとはいえ、大きく転換されることになりました。遊休農地対策に期待される改正農業経営基盤促進法が施行されることについて、特に農地盤の定期借地権と呼ばれるものや、株式会社の農業参入の可能性について、市長の認識と我が地域における影響についての御見解をお聞かせ願いたいと存じます。

さらには、田村市の遊休農地の現状と、その解消についての可能性をどう見ておられるのかをお伺いいたします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） 6番宗像公一議員の遊休農地対策についての御質問にお答えをいたします。

初めに、重点的な振興作目について申し上げます。

水田農業につきましては、現在進めております地域水田農業ビジョンを18年度目標で策定しており、各行政局のビジョンにおいて振興作物を定めており、作物として麦、大豆、飼料作物、特に飼料作物については、直播栽培のホールクロップサイレージ用稲を推進し、畜産農家との連携を図っております。地域振興作物としては、葉たばこ、トマト、インゲン、ナス、ピーマン、じゅうねん、カボチャ、ソバ、エゴマ等の推進を図り、これらに対する助成として産地づくり交付金を交付しているところでございます。

また、水稻の直播栽培については、生産コストの低減と省力化が図られるものであり、ほ場整備が完了した地域を重点に推進しており、県補助事業の取り組みを行っているものであります。

畑作につきましては、たばこ、大豆、リンドウ、エゴマ、ヤーコン、施設園芸を重点に振興を図っております。葉たばこについては、育苗経費及び土壌消毒剤購入に係る経費、さらには高架式管理作業車及び乾燥機の購入助成を行い、労働力と生産費の軽減を図って

いるところであります。大豆、リンドウ、菊については、その栽培面積の増に努めており、大豆の1ヘクタール以上の作付及びリンドウを県の補助事業により取り組んでいるところでございます。エゴマについては、老人クラブ会員が新たに作付した面積により助成をし、ヤーコンについては研究会に助成し、振興を図っているところでございます。

また、農業者の高齢化により、軽作業で栽培ができる施設園芸については、気象に左右されない安定した生産体制づくりのためパイプハウス等の施設が必要であり、県の補助事業により推進をしているところでございます。

次に、農地のリース方式による株式会社の農業参入についてどのように認識し、その影響について申し上げます。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が、本年6月10日公布され、9月1日に施行されました。この法律の一部改正は、担い手に対する農地の利用集積の促進、市町村基本構想における特定法人貸付事業の創設、体系的な遊休農地対策の整備等であります。この改正により、農用地利用改善団体がこれから地域農業の中心的役割を果たすものと考え、これからの集落営農のため、組織化に向けて育成してまいります。農地のリースによる株式会社の農業参入であります。法改正前は構造改革特別区域の認定を受けなければ農業に参入できませんでした。この改正により、遊休農地等が相当程度存在する区域において、市と参入する法人が、事業の適正かつ円滑な実施を確保するための協定を締結し、参入法人に対して農地をリースするものであります。参入法人が協定違反の場合は、リース契約を解除するものであります。

この改正により、市の基本構想の見直しを進めてまいります。法人の参入については、特定法人貸付事業に関する事項を定め、どの地域を法人への貸付事業実施区域とするか区域の設定をしなければなりません。今後、遊休農地及び遊休農地となるおそれのある農地のうち、活用する農地が相当存在し、農地の利用増進を図る上で、法人の農業参入を促進する必要がある地域があるかどうかも含めて検討をしてまいります。

次に、遊休農地の現状と利用再開の可能性について申し上げます。

遊休農地の現状であります。旧町村ごとの面積について調査をしていた町、未調査の町村があるため、2000年、農業センサスの調査数値を申し上げますので、御了承をいただきたいと存じます。

旧滝根町 49ヘクタール、旧大越町 89ヘクタール、旧都路村 67ヘクタール、旧常葉町 146ヘクタール、旧船引町 554ヘクタールで、合計面積は 905ヘクタールとなっております。

たばこの廃作、農業者の高齢化による耕作面積の減、担い手がないなど、遊休農地面積は、現時点で相当上回っているものと推測をしているところであります。

次に、利用再開の可能性について申し上げます。

遊休農地については、県の補助事業である「恵みの農地再生事業」を活用し、推進しているところでありますが、まだ、相当の面積が活用されていないのではないかと考えております。また、先ほど申し上げました基本構想の見直しの中に、遊休農地の農業上の利用に関する事項が含まれており、遊休農地の利用増進を図る必要がある農地の選定並びに利用増進を図るための具体的な施策を盛り込むこととなっております。今後、地域の意向、農業委員会等の関係機関と協議しながら、利用再開できるかどうか、農地として利用の必要性に乏しいものについては、山林等への転換も視野に入れて検討してまいります。

議長（三瓶利野） 宗像公一君。

6番（宗像公一） 再質問をちょっとさせていただきます。

農水省は、今年度から耕作放棄地や休耕田に肉牛を放牧する、田んぼ牧場の普及に乗り出して、さくの設定費の補助などの支援策、これは去年からやっているんですが、ことはなかなかそういったことが進まないということで指導者の育成に取り組むということになっておるそうでございます。この辺の動きを、つまりさく設定費の補助が具体的にあるわけですが、この辺の動きを当局はどういうふうに見ておられますか。

議長（三瓶利野） 塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） ただいまの質問にお答えを申し上げます。

放牧地における牧柵の件でございますが、そういう希望者がおれば、行政としても対応してまいりたいというふう考えております。

議長（三瓶利野） 宗像公一君。

6番（宗像公一） 非常に農業対策というのは難しい問題だろうと思います。要するに、もうからないのですから。しかし、その中でも、非常に工夫をして企業的にやっておられる方もあります。概して、我々としては、この基盤の整備をして、基礎的な条件を整える、これが私たちの役目だろうと思うんです。そういった基礎的な条件の整備に今後とも市当局として進めていただきたいというふうに要望を申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

中山間地域直接支払制度についてお伺いをいたします。

平成16年度をもちまして第1次の直接支払いが終了いたしました。旧5町村において取

り組みに差異があったということでございますが、この5年間の実績について明らかにしていただきたいと思っております。

また、今年度から第2次の直接支払いが実施されるわけでありますが、その内容について明らかにしていただくとともに、その適用範囲につきましては、今まで緩傾斜について緩い傾斜のところについて適用していなかったところがあるとお聞きしておりますが、そういったことで、適用できる部分については、できるだけ多くの面積について集落協定が締結されるということを願っております。

この制度は、集落機能というものの維持について大きな役割を果たしていると考えますから、この集落営農、先ほどの部長の答弁にも出てまいりましたけれども、そういった考え方が果たして我が地域にマッチしているかという論点というのは非常に難しい問題がありますから、それは別にいたしまして、積極的なこの中山間地域等直接支払いへの取り組みを期待し、御見解をお伺いいたします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） 中山間地域等直接支払制度についての御質問にお答えいたします。

初めに、田村市の実績について申し上げます。

平成16年度の田村市全体の実績につきましては、集落協定の合計は193協定、個別協定は1協定、協定面積の合計は1,460.9ヘクタール、交付金額の合計は1億9,60万円余りとなりました。内訳は、滝根町が、集落協定12協定、協定面積27.7ヘクタール、交付金58万円。大越町は、集落協定12協定、協定面積53.6ヘクタール、交付金1,12万円。都路村は、集落協定90協定、協定面積301.7ヘクタール、交付金額4,790万円。常葉町は、集落協定32協定、個別協定1協定、協定面積230.8ヘクタール、交付金2,052万円。船引町は、集落協定4協定、協定面積847.1ヘクタール、交付金額1億1,053万円となっております。

取り組み状況は、滝根町と大越町が田の急傾斜。都路町が田の急傾斜と緩傾斜及び草地の緩傾斜。常葉町が田の急傾斜と緩傾斜及び畑の緩傾斜。船引町が田の急傾斜と緩傾斜及び畑の急傾斜と緩傾斜に取り組むしております。

次に、平成17年度からの第2次の中山間地域等直接支払制度の内容の主なものについて申し上げます。

第1点として、段階的単価の設定がされ、昨年まで行っていた活動に、10年から15年後

の目指すべき集落の将来像を描いた集落マスタープランを策定し、その実現のための5年間の活動工程表を作成しなければなりません。また、農用地の維持管理には、地力の向上のための取り組みが求められ、これらの活動を行うことにより交付される交付金は、前年度単価の8割が交付されるものであります。昨年と同額単価の交付を受けるためには、ただいま申し上げました活動に加えて、農用地等を保全するための補修、改良すべき場所等を記載した図面の作成とその実践が必要となり、さらに、生産体制整備活動として要件に定められた項目から選択し、それらを実践することにより、従来の交付単価が受けられます。

第2点として、単価の加算については、従来の規模拡大加算に加え、土地利用調整加算、耕作放棄地復旧加算、法人設立加算が新設されたところであります。交付単価に係る部分の主な内容を申し上げましたが、団地の規模要件が田畑混在地において、水田の傾斜要件を満たす1ヘクタール以上の一団の田畑混在地のうち、1ヘクタール未満の水田についても交付対象とする改正もなされました。対象となる地域については、従来の地域と同じ指定を受けており、個々の集落が急傾斜及び緩傾斜の要件を満たす団地について集落説明会等を行っておりますが、耕作放棄地が増加しつつある現状において、農業者の高齢化が進む中、担い手の確保も必要であります。農業生産の維持を図りつつ、それぞれの集落が将来のあるべき姿を考えなければならないと考えるところであります。前期対策に取り組みされました集落につきましては、前期対策より多面的活動の要件が厳しくなりましたが、集落の話し合いにより昨年の単価の交付が受けられるよう、また、今まで取り組みをされなかった集落につきましても、ぜひ取り組みされるようお願いするものでございます。

この取り組みは、集落の総意で実現するものでありますが、本年は、制度の一部改正により、取り組みに対応できなかった集落につきましては、次年度に取り組みされるよう行政としても、個々の集落にできる限りの支援をしております。

議長（三瓶利野） 宗像公一君。

6番（宗像公一） この直接支払いにつきましては、非常に条件が前より難しくなった。前回の第1次の直接支払いの最初のと看、やはり非常に難しい説明をしたんですね、集落に行つて。「ちょっと間違つと、補助金を全部返さなければならないよ」というふうな説明をしたんです。それで1年目は非常にしり込みをした集落が大変でございます。余りこういうことを言われたいんでしょうけれども、その辺のところはよく指導しまして、そういう難しいことを語らないで、「この補助金をうまく利用してやってくなんしょ」と。

それで、集落機能の維持、これについては非常によい影響を与えているというふうには評価しています。ただ、このもらったやつを、全部個人に分配しちゃったというところが大分あるんですね。これはやっぱり非常にまずいと思うんですが、その辺のところをよく指導しまして、できるだけ多く適用していただけるように御要望申し上げておきたいと思えます。

次の質問に移ります。

次に、田村市の一体化の方向性とクラスター方式のすり合わせを十分に行い、行財政改革の確かな推進が必要だとの考え方に立って御見解を求めるものでありますが、半谷議員も質問されましたが、8月5日付の福島民報には、「80市町村財政危険水域」と報じられました。経常収支比率が急速に悪化し、我が田村市でも、平成16年度決算では89.6という数字が出ました。これは、100億円のお金があっても、自由に使えるのは10億円しかないと、こういうことであります。

なぜこういうことに立ち至ったのかと。一番大きな要因といたしましては、何といたっても、この地方交付税が、三位一体の改革により減らされたからであります。政府は、「もっと減らす」、こういう方針のようであります。今までのように、地方が、交付税による財政保障機能に寄りかかれなくなってきたということでもあります。こういった地方政策を、地方切り捨て政策だと言う人もいますが、要は、地方自治体にも相応の改革努力が求められているということではないでしょうか。このような状況を率直に市民の皆様にお知らせし、市民と行政が一体となってこの現状に対処していかなければなりません。

そうした大きな流れの中で、私たちは、クラスター方式による町村合併という選択をいたしました。そして、田村市の四役も決まり、市章や市の花、木、鳥も決定し、合併記念式典においては、合併功労者への総務大臣表彰を伝達しながら、新生田村市の確かな進展を誓い合ったところでもあります。阿武隈丘陵という土地に由来する「あぶくま」という市名と、あるいは坂上田村麻呂に由来する歴史的な「田村」という大きな二つの選択肢の中から「田村」という市名を選択した我が市が、一日も早く合併効果を発揮し、一体的な発展を目指し、田村市民としての一体感が醸成されていくことが望ましいことであると考えます。

クラスター方式という特徴を生かし、それぞれのブドウの実が十分に膨らみ続ける施策と同時に、その実がしっかりと一つの房としてのまとまりが大事であります。事務事業が効率的に執行されることによって、施策も行き届きながら財政も健全であるというような、

言うべくしてなかなか困難な命題に向かって、そのかじ取りは大変だと思いますが、全市民の負託にこたえる市長の心構えと御認識・御決意をお伺いいたします。

また、新市建設計画の具体的な項目でありますところの合併協議の中で、旧町村から出されました重点要望事項等については、常にその内容を点検し、優先順位や緊急度に思いをめぐらし、それこそ、これは企画調整部長の発言だったと思うんですが、「足したり引いたりしながら」合併意義にもとることなく、市民の願いを実現していくことが大切であります。均衡ある発展と重点投資、大局に着眼しながら小局を大事にした着手をするというように、バランスのとれた施策推進を願うものであります。市長の見解はいかがでしょうか。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

市長（富塚宥暉） 次に、田村市一体化の方向性とクラスター方式のすり合わせを十分にいき、行財政改革の確かな推進が必要ではないかとの御質問にお答えいたします。

初めに、市民の負託にこたえる市長の心がまえと認識、決意について申し上げます。

5町村それぞれの豊かな自然環境や歴史、伝統の中で培ってきた特色ある風土を重視するクラスター方式を導入しての合併、はや6カ月が経過いたしました。また、8月2日に開催いたしました合併記念式典では、市章ほか市の花、木、鳥についても御披露申し上げ、合併による田村市の歴史が改めて開かれたことになり、身の引き締まる思いであります。

田村市一体化の方向性とクラスター方式のすり合わせにつきましては、去る6月定例会でも申し上げましたように、合併特例債事業計画の素案の策定、さらには新年度予算編成に向けての各行政局及び各地域審議会等の協議を進め、その中でそれぞれの地域が発展し、それが田村市として発展できるような一体化に努めてまいります。

また、行財政改革を確実に推進するため、地方交付税、財源対策債、国・県補助、負担金等の減少が見込まれる中、事務事業の見直し、行政組織機構の簡素・合理化、定員管理の適正化、OA化の推進、民間委託の導入など、今後策定する田村市行政改革大綱に、その方向性を位置づける考えであります。市政をおあずかりする政治的理念は、5町村の融和、一体化に努めるとともに、新市建設計画の将来像でもあります「あぶくまの人・郷・夢を育むまち～はつらつ高原都市 田村市～」の実現に向け、旧5町村のそれぞれの地域、これが合併してそれぞれの町となりましたが、それぞれがバランスのとれた安心して暮らせるまちづくり、環境と共生するクラスター型のまちづくりを進めるため、六つの重要施策について市民の皆様と対話を重ねながら、その実現に向け全力で取り組んでまいります。

この行財政改革につきましては大変難しいところもございます。国から来るお金がなくなりますと、今まで補助金、いわゆる田村市として助成してきたものをどうするのか。あるいは、いろんなイベント、そしてまた行事等に対する補助金等にも関係するわけですが、合併したそもそもは、今までの地方交付税あるいは臨時対策債とかが削減されるということから合併して、10年間の中で、また新しい市のいわゆるまちづくりをしていこうということから合併を始めたわけにありますので、そういうことも踏まえて、市民の皆様にも、なるべくそういう落ち込みの、いわゆる痛手を負わせないように、我々のこの行政の中でもいろいろと検討し、また、職員みずからについても、ある程度考慮しなければならないというときもあるかもしれません。いずれにいたしましても、財政改革に向けて努力してまいります。

次に、均衡ある発展と重点投資を視野に入れた施策推進について申し上げます。

御承知のとおり、田村市のまちづくりの指針として定めた新市建設計画の基本理念は、クラスター方式によるまちづくりであります。旧町村の個性と対応を尊重しつつ、同時に、市民の一体性を高めながら、均衡ある発展を期するためには、新市建設計画に掲げられた旧町村の要望事業、それぞれの優先度、緊急度について地域ごとに、かつ全市的に両面から事業効果等を吟味、検討をするとともに、各種の補助、交付金事業と組み合わせや事業の目的、内容に応じた過疎債、辺地債、合併特例債事業等の有効活用による健全財政を確保し、重点事業の選別と重点配分に徹して着実な新市建設が私の使命と認識いたしております。いわゆる合併前の新市建設計画が織り込まれておりまして、それは、市民の皆様方からすれば、ある程度はやっていただけるものという思いがあるかと思いますので、財政的なものをにらみながら、着実にその新市建設計画に向けて、重点事項を取り上げながら早い時期に、そして10年あるいは20年後に「合併してよかった」と言われるような施策を講じてまいりたいと考えております。

議長（三瓶利野） 宗像公一君。

6番（宗像公一） どうもありがとうございました。

再質問ということになりますが、これは、総務部長にお答えいただくのが適当かなというふうに思うんですが、市民の皆様は、市役所は一つだと思っております。要するに、どこに言っても、市役所に言えば、「市役所に言ったんだ」というふうに感じているんですね。ところが、市役所の職員の方については、「我が部署のところは、言われたような気がするけれども、ほかの方の部署について言われたんでは、何だか他人の話を聞いている

ようだ」、そういうふうな受けとめ方がまま見受けられると。こういうところがやっぱり、市民の皆様にとっては、市役所の職員の方に対して不満が募っている、こういうふうに思います。縦の連絡はいいんですよ。しかし、横の連絡が、どうも我々から見てみると、余りとれていないんじゃないかなという部分も大分見受けられると、こういうことなんです。そういうことで横の連絡が必要なものについては、この事務事業の進行というのはおくれるのが当たり前だというふうなとらえ方をされていて、そういうのを「役所主義」というか、そういうふうな悪い言い方で呼ばれているような気がします。

そういったことで、実際にはお互いに横の連絡を密にさせていただいて、情報交換、風通しをよくさせていただいて、職員の方も頑張っていたきたいという願いを持っております。市長や助役から指示を受ければ進み出すんですが、その前に、やっぱり市民の方から要望があったことについては、基礎的なデータについてはきちっと持ってあって、調べてあって、そして市長、助役から「どういうふうになっているんですか」と聞かれたときには、多少満足いかないかもしれませんが、「現在のところ、こういった資料がございます」と。最終的な判断については、やはりトップに判断していただくということが必要なんですが、基礎的な部分については、やはりそれぞれの部門、部門で、きちっととらえておいていただきたい、こういうふうに思うんです。そうしませんと、市長の体は一つですから、何でもかんでも市長が一から十まで指示しなければならないのでは、とても体何ぼあっても足りません。こういったことですから、ぜひ職員の方もレベルアップ、こういったことをお願いしたいというふうに思うんです。自己研さんに努めまして、レベルアップをしていただきたいというふうに願います。

あと、吉田一郎議員に対するきのうの答弁でこういった答弁がありました。「クラスター方式ということで、行政局には、地域の振興策の企画、立案、あるいは産業の振興といった、その地域に密着した課題への対応や、一定規模以下の道路等の基盤整備をゆだねるとともに、一定範囲の予算執行権限を付与しているが、本庁と行政局との関係において、まだ役割分担について本庁、行政局の事務分掌に合っていない面もあることから、現在も調整を進めている」という非常に素直な答弁がありました。現状、まだやっぱり十分でないよと、合併したばかりで、そういった素直な答弁だったというふうに思います。そういった現状を認めたわけでありますが、一日も早く職員全体のチームワークによって市民の声をスムーズに吸い上げることができるような体制をつくり上げるためにも、職員の皆様方のさらなる自己研さん、自己研修、こういったものを御期待申し上げるものであります

が、総務部長、職員の意気込みを代表して答弁をお願いいたしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（三瓶利野） 相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 6番宗像公一議員の再質問についてお答えをいたします。

ただいまの質問について、職員の対応についてというふうなことでございますが、先ほどお話も出ておりましたように、田村市の行政組織について、本庁と行政局の役割分担がまだとれていない部分もあるのは事実でございます。やはりそれにつきましては、3月1日に合併をいたしまして、本庁並びに行政局、本庁の各課、新しい組織の中で職員は事務事業を執行しているという現状でございます。また、その体制になれていない、危機感もやや足りない部分もあるというふうなことは私も認識いたしておるところでございます。

ただいまのお話の中で、市民の皆さんは、「市役所は一つである」と。全くそのとおりであると私も認識しておりますし、これらについても含めて部長会、さらには課長会、さらには本庁と行政局の市民課長、それぞれの所管課長の会合をできるだけ多く持つような形で情報交換、さらにはコミュニケーションを図るというふうな形が、まずとりあえずの課題ではないかというふうに私は考えておρισまして、それらの状況を利用しまして、できるだけ早い時期に対応できるように最大限努めてまいります。

議長（三瓶利野） 宗像公一君。

6番（宗像公一） 期待を申し上げます。いろいろな研修の仕方がございます。議員は議員として、我々も恥じないような自己研さんに努めていかなければならない。それは、私ども議員も同じでございます。しかし、職員の方々が、上の指示だけ待っておる、上ばかり見ておる、こういうことじゃなくて、基本的には、やはり我々も市民の負託にこたえる義務がございます。職員の方々も、この市民の負託にこたえるためにも、市民の話聞くことがまず大事だと、そういった基礎的なデータを市長や助役に上申していくんだと、自分たちが具申していくんだと、そういう心構えを持って取り組んでいただきたいというふうに御要望申し上げながら、甚だ半分くらい失礼な質問かもしれませんが、よろしく願いを申し上げまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（三瓶利野） これにて6番宗像公一君の質問を終結します。

休憩のため暫時休議いたします。

再開は14時30分といたします。

午後 2 時 3 1 分 再開

議長（三瓶利野） 再開いたします。

申し上げます。6 番吉田一郎君、38 番白岩 行君は、所用により退席する旨の届け出がありましたので、御報告いたします。

休議前に引き続き一般質問を行います。

次の質問者、2 番石井俊一君の発言を許します。石井俊一君。

（2 番 石井俊一議員 登壇）

2 番（石井俊一） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告しておきました件につきまして質問いたします。

私の質問につきましては、同僚議員が重複して質問しておりますので、答弁は簡単をお願いしたいと、かように思っております。ひとつよろしく申し上げます。

それでは、1 点目の農業振興策についてお伺いいたします。

富塚市長の農業振興にかける意気込みに敬意を表したいと思います。

田村市の農業は、水稻、野菜、葉たばこ、肉用牛の生産が主なものです。水稻、野菜は、生産調整や過剰生産による価格の低迷があります。基幹作物の葉たばこにつきましては、健康志向と生産者の高齢化により生産量が低下の一途をたどっております。和牛の生産頭数も、全国的に減少しておりますが、外肉の輸入禁止もあり、子牛の高値が続いております。また、この和牛につきましては、生産調整もありませんので当地域の成長産業と考えられますが、多分に漏れず生産者の高齢化が進んでおり、容易ならざる状況であります。しかしながら、富塚市長が、肉用牛のブランド化を目指した導入事業を行っていくという熱意を示されまして、大いに御期待を申し上げ、次の事項についてお伺いいたします。

1 点目は、このブランド化に向けた場合、各行政局で行っておる導入条例があるわけなんです。これの一元化が私は必要でないかなと思っております。この件につきましては、新田議員が質問しておりますので、簡単に御答弁を願いたいと思うんですが、その中で、旧町村単位で改良和牛の改良指針というものがあつたわけでありましたが、これをやはり合併を機に統一化して作成することによりまして、ブランド化に向けた取り組みができるのではないかなと、こういうふうに思っております。

次に、2 点目であります。このブランド化には、和牛の子牛生産だけでなく、肥育

事業の一体化がなければ子牛の改良も進みません。当地域は肥育農家が少なく、私も組合長といたしましても、この和牛肥育のバックデータが少ないということで、自分で生産した牛が肥育、あるいは繁殖雌牛として育成されていまして、枝肉が肥育された場合に、枝肉市場でどのような価格で取引されているかわからないのが実態であります。幸いにも、都路行政局内の農村活性化センターの畜産部門で肥育をしているということで、ある程度の情報はとれるわけであります。この畜産部門の事業継続につきましては、市長並びに議長あてに事業継続の陳情書が出されております。この事業継続には大きな財政負担も考えられますが、やはり旧都路村ではできないといたしましても、田村市として合併効果を出すためには継続すべきと、こういうふうを考えております。これにつきまして、当局の御見解をお伺いいたします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

市長（富塚宥暉） 2番石井俊一議員の農業振興策についての御質問にお答えします。

初めに、田村市における肉用牛のブランド化に向けた導入条例の一元化と牛の改良指針の統一化の作成について申し上げます。

1番新田耕司議員にお答えいたしました重複する部分につきましては割愛させていただきますので、御了承賜りたいと存じます。

導入条例の一元化につきましては、特別導入事業基金条例、畜産振興基金条例、優良基礎肉用雌牛導入事業基金条例、優良基礎肉用雌牛貸付事業基金条例がありますが、この事業の内容については割愛させていただきます。

この特別導入事業基金事業を田村市全域に拡大することには、現在の基金現金残高、その年に返還される金額を合計しても、1年間に借り受け希望者すべてに対応する基金が確保できません。また、仮に特別導入事業基金を廃止し、新たな基金事業を創設する場合は、特別導入事業基金残高の国・県補助金部分は返還しなければなりません。行政局地域限定の基金事業は、貸し付けする牛はすべて5年間と同じであります。返納牛及び貸し付けした牛の譲渡の納付する額が貸付価格と返納牛の販売価格の差を加減する事業、返納牛の販売価格を納付する事業、貸し付け3年目から貸付価格を3年間分割で納付する事業など、取り扱いが異なり、さらには、補助事業を実施しているなど、合併前に統一が図られなかったものであります。

現在、基金事業については、地域限定の基金事業を廃止し、特別導入事業に統一を図るか、または、三つの地域限定の基金事業の統一を図るか、今後検討してまいります。

また、牛の改良指針の統一化の作成につきましては、合併前の町村においては、大越町で銘柄「おおごえ牛」づくり推進要綱の中で位置づけられ、種雄牛は島根系、兵庫系の凍結精液の供給を受け、系統繁殖、系統間繁殖をするとの指針を示しておりました。都路町、常葉町においては、導入の補助事業に系統を指定し、事業を行っております。田村市内の繁殖飼養頭数は、現在約 3,000頭あります。各飼養農家がそれぞれの経営形態の中で、市場価格の動向を把握しつつ、種雄牛を決め、繁殖を進めております。たむら農業協同組合、田村畜産農業協同組合、和牛改良組合が島根系、兵庫系、鳥取系の凍結精液を取り入れ、改良を図っておりますが、脂質、増体量の格差がある中で、ブランド化を進めることも長期的には必要であり、現時点で一朝一夕に統一を図ることは難しいものと考えております。

次に、都路行政局での畜産部門の事業継続について申し上げます。

合併した旧町村において、それぞれ独自の畜産関係施策を展開しており、現在も大越行政局、船引行政局と条例の統一を図った高齢者貸し付けの特別導入事業、都路行政局独自の基金による優良基礎肉用雌牛導入事業及び都路、常葉、船引、各行政局で実施の補助事業である優良基礎雌牛導入事業を実施しております。特別導入事業は、貸付雌牛の購入価格に経費を加算した額を5年後に一括償還する事業であります。優良基礎肉用雌牛導入事業は、3年、4年が30%、5年目、40%の割合でそれぞれ購入価格と経費を加算した額を支払う制度となっております。優良基礎雌牛導入事業は、1頭当たり10万円の補助となっております。本年4月1日現在の貸付頭数は、特別導入事業で2頭、優良基礎肉用雌牛導入事業で15頭、今年の補助事業は10頭を予定いたしております。

畜産管理センターにおいては、繁殖肥育の飼養と乾草の供給事業を実施しておりましたが、平成13年度における牛海綿状脳症、いわゆるBSE発生による市場からの購入停止、平成16年12月より施行された牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法、トレーサビリティ法により、和牛であっても、その他の扱いになるなど、畜産管理センターでの継続については大変厳しい状況にありますけれども、今後とも、畜産振興を図っていく上では、都路行政局における基幹産業として導入事業等については推進していかねばならないと考えております。

この畜産産業であります。名前が長くて、なかなか聞いている方も、あるいは市役所の職員の方も、どれがどうだかわかりませんので、簡単な文章でそういう要綱などを作成してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、畜産は大変重要な産業であると認識いたしておりますので、

それらについては全力で取り組んでまいります。

議長（三瓶利野） 石井俊一君。

2番（石井俊一） ただいま市長の方からは、この畜産関係につきましても、前向きな答弁をいただきました。牛のことにつきまして申し上げますと、大変長くなりますが、牛を導入した場合、その結果が出るというのは5年かかるわけでありまして、とりあえず牛を導入した、種つけをして、子牛を生産して、そうして育成して市場に出るのに約2年かかります。それで、その2年かかった牛が、例えば肥育された場合、また約2年かかって商品になると。こういうことで、大変息の長い、そうしてまた急ごしらえのことではできないということで、大変その期間が長いということがありますので、この導入事業等についても検討していただきまして、速やかに統一化を図られるようお願いするとともに、このブランド化に向けた大きな流れの中で、やはり田村市の産品としてこの牛肉を使っていたら大変よろしいのではないかなど、こういうふうに思っておりますので、都路の畜産部門についても、今後十分検討していただきまして、継続の方向でお願いをしたいなと、こういうふうに思っております。

特にこの田村市では、今までの一般質問で各議員が産品のPRをやって提案をされていくわけでありまして、この中で、この田村の牛を飼育して、そうしてこの牛肉を販売する。これは大変な資金もかかりますが、それとあわせて、このあぶくま洞の祭り、あるいはムシムシランドのイベント、そうしてグリーンパークでの牛肉の地産地消を進めてやりますと、やはりあぶくま洞の水も大変結構であります。この牛肉とあぶくま洞のワイン、また、大越町で売り出している高柴山の酒というのも組み合わせれば、この田村市のグレードアップは間違いないと、こういうふうに思うわけでありまして、十分これは採算がとれるものと、こういうふうに考えておりますので、今後、その辺についても御研究をいただきまして、やはり田村市に行けばおいしい牛肉、またおいしいワインがあるというようなことで、今後十分そういう部分で対応していただきたいなと、こういうふうに思って、この質問につきましては終わりますので、次の質問に入ります。

次は、この田村市内の公共施設のアスベスト使用の建物のことについてお伺いしたいと思いますが、この件につきましても、同僚議員が重複して質問しておりますし、また、答弁につきましても、丁寧な答弁で、大体このおおよそのことはわかっておりますが、特に議員に配付した資料7において、大体その方向性はわかっておるわけでありまして、これにつきましても、簡単に答弁をいただきたいなと思います。

2点目であります。大越行政局内の市有施設である俗称A団地の建物のアスベストの有無についてお伺いしたいと思います。この土地は、約8,000平米ほどありまして、大越行政局の裏にある土地でありまして、将来、ここの地域の開発と申すとあれなんです。幼稚園の合同園舎をつくってはどうかというような御意見もあつたりして、大変大越町にとっては貴重な財産であります。そういうことありますので、この有効利用を図るためにも、一日も早い取り壊し計画があるとすれば、それもお聞かせいただきたいなと、こういうふうに思うわけであります。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めるわけですが、本質問については、本人も言っているように、重複している質問でありますから、本人希望のように、簡潔にして簡単な答弁でよろしいかと思っておりますので、それを心して答弁をしていただきたいと思っております。

塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） 田村市内の公共施設でのアスベスト使用の建物についての御質問に簡単明瞭にお答えを申し上げます。

初めに、使用されている公共施設の数は、安全性について今後の対策について申し上げます。

公共施設の数につきましては、4番白石治平議員などの質問にお答えいたしました。市の全公共施設である77施設のうち28施設で使用されている可能性があります。その対策といたしましては、今後、詳細な調査分析の結果を踏まえて、速やかに対応してまいります。

次に、大越行政局内のA団地のアスベストの有無について、土地の有効利用を図るための取り壊し計画について申し上げます。

住友大阪セメント社宅、A団地を調査した結果、アスベストは使用されておりました。住友大阪セメント株式会社から寄附を受けた土地につきましては、大越町の中心部に位置し、大越行政局にも隣接しており、まとまった面積でもあることから、さまざまな利用が考えられます。しかし、社宅であった建物が残っており、有効活用のためには、その取り壊しが必要であり、土地利用計画とあわせて建物の解体撤去を検討してまいります。

次に、石綿管が上水道に使用されていますが、交換されないメーター数と安全性について申し上げます。

水道管につきましては、石綿セメント管が上水道、簡易水道合わせて総延長252.8キロメートルのうち約57.1キロメートルが使用されております。安全性につきましては、石綿

セメント管を通過した水道水の健康影響について申し上げます。

平成4年、厚生省が水道水質基準の検討時にアスベストの毒性を評価しましたが、呼吸器からの吸入に比較して、経口摂取に伴う毒性は極めて小さいこと、また、水道水中の存在量は問題となるレベルにないことから、水質基準の設定を行わないとした旨、あわせて世界保健機構WHOが策定公表している飲用水水質ガイドラインにおいても、健康影響の観点から、ガイドライン値を定める必要はないと結論できるとしているところである旨の通知を受けております。しかしながら、アスベストを吸い込むことにより塵肺、肺がん、中皮腫等を引き起こす可能性のある有害物質でありますので、本年7月1日から施行されました石綿障害予防規則を遵守しながら、石綿セメント管の撤去、敷設替え作業を上水道、簡易水道事業あわせて計画的に進めてまいります。

議長（三瓶利野） 石井俊一君。

2番（石井俊一） 再質問させていただきます。

大変失礼しましたが、3点目の水道管の石綿管について、私の方で質問しなかったんですが答弁していただきまして、大変よくわかりました。ありがとうございました。

それで、一つには、このA団地のアスベストの関係なんです、これがなかったということで、大変私も安心して取り壊し事業につきましても、早急に取り壊していただいて、有効利用を図っていただきたいと、こういうふうに思っております。

そこで、この石綿管の安全性について問題はないと、こういうことでありますが、取りかえた石綿管を見ますと、大変、水量・水圧等によって中が磨耗しているんですね。それでも安全なのかなと、こういうふうに私は素人的に考えるので、やはり安全性については、そういう機関で安全であるというようなデータが出たといたしましても、水を利用している市民は、やはり大いに危惧しているわけですから、これを年次計画によって撤去する、敷設がえをするということですが、これは相当の財政支出も必要であります、この57.何キロの敷設がえには、どのくらいの年数とどれだけの費用負担を考えているのかお聞かせいただきたい。

それから、資料7でこの市有施設の吹きつけアスベスト使用点検の調査に係る留意事項の中に、除去費用は、概算単価で1平米3万円、復旧費用は概算単価で平米1万円というふうに表示してあるわけですが、この根拠は何かをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（三瓶利野） 塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、水道事業における石綿セメント管の年次計画でございますが、事業区域別に申し上げます。

滝根事業区域の今後の計画でございますが、平成30年を目標年次とした第2次増補改良計画がございます。その中で種々の水道施設の改修を行っていくわけですが、石綿セメント管の敷設替えにつきましては、平成22年から26年に配水管の敷設替えを行いまして、27年3月に竣工を予定しております。

次に、都路の簡易水道事業でございますが、平成20年を目標年次といたしまして、都路村第1次拡張計画が現在進められております。これは、県営事業の営農飲雑事業でございますが、県営から市の方に移管を受けますと、都路の簡易水道の石綿セメント管の使用はなくなります。

次に、常葉の簡易水道事業でございますが、平成19年を目標年次とした常葉町第4次拡張事業計画において、石綿セメント管敷設替え工事は計画されておりました。したがって、今後、計画の策定が必要となってまいります。

次に、上水道関係でございますが、船引の上水道事業でございます。現在、県で実施中の流域下水道事業及び市で進めている公共下水道事業にあわせまして、石綿管の敷設替えを実施しております。それ以外の区域につきましては、平成16年度に老朽管の調査、診断業務を委託した結果、老朽管更新事業の補助対象となることが判明いたしました。現在、平成18年度国庫補助事業採択に向けて、関係機関への事務手続を進めておるところでございます。

次に、大越上水道事業について申し上げます。

県で実施中の流域下水道事業及び市で進めている公共下水道事業にあわせまして、石綿管の敷設替えを実施しております。それ以外の区域については、今後、整備に向けて老朽管の調査診断等を検討してまいります。

次に、アスベストの撤去費用等の根拠でございますが、関係資料に基づいて、その平均単価を算出いたしました。その数値に基づいて概算の所要額といたしましたので御理解をいただきたいと思っております。

議長（三瓶利野） 石井俊一君。

2番（石井俊一） 今おおよそわかったわけなんですけど、この石綿管の敷設替え、この計画年次等、そのことについてはお聞かせいただいたんですが、経費はどのくらいを見込んであるんだか、それにちょっと答弁漏れがあったんでないかなと、こういうふうに思いま

すので、再度それをお聞きしたい、こういうふうに思います。

議長（三瓶利野） 塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） あくまでも参考でございますが、滝根行政局管内の簡易水道事業の敷設替え工事の総額を年度別に申し上げて、参考としていただきたいと思います。

まず、平成 22年度でございますが 1 億 8,074万 5,000円、23年度でございますが 2 億 9,063万 5,000円、24年度につきましては 3 億 1,486万円、平成 25年度につきましては 2 億 4,032万 5,000円、平成 26年度につきましては 2 億 2,291万円となっております。なお、手元に参考数値がございませんので、必要であれば、今会期末までに関係資料を提出したいと思います。

議長（三瓶利野） 石井俊一君。

2番（石井俊一） なかなか膨大な経費がかかるわけでありまして、これらにつきましても、市民の安全性ということを考えれば、当然命はお金にかえられませんので、ぜひ計画どおりに資金を造成して、スムーズにいくように御期待を申し上げるものでございます。

次の質問に移りたいと思います。

各行政局に残されている焼却施設の解体についてであります。この件につきましては照山議員もお聞きしておりますが、詳細についてはまだよくお聞きしていなかったように思いますので、これについては詳しく御答弁をいただきたい。

一つには、焼却施設の数、これは 6カ所ということであります。この解体の計画についてはどうなのか、ひとつよろしくその点御答弁をいただきたいと思います。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） 各行政局に残されている焼却施設の解体についての御質問にお答えいたします。

先ほど照山議員からもおただしがありましたが、現在、田村市内には、滝根町、都路町、常葉町、船引町に各 1 基、それから大越町に 2 基、合わせまして 6 基の焼却炉が建設されております。そのうち現在稼働中のものは、船引清掃センターの 1 基であります。残り 5 基の焼却炉は業務を終了し、休止状態となっております。

焼却炉の解体につきましては、焼却施設におけるダイオキシン類の飛散防止対策を含めた解体経費の積算、あるいは跡地の再利用を含めた計画の策定が必要となることから、建設年度や老朽化の度合い等を勘案し、計画的に解体工事を進めていく必要がありますが、解体する施設で国・県補助を得て建設したものについては、補助金等に係る予算の執行の

適正化に関する法律によりまして、財産の処分年限が30年となっております。解体に伴う補助金の返還が必要となる施設も出てくることから、今後、関係機関と協議をして進めていかなくてはならないと考えておりましたが、先ほど市長より、解体に取り組むとのことですので、今後、年次計画をもって対処してまいりたいと、こう考えております。よろしくお願い申し上げます。

議長（三瓶利野） 石井俊一君。

2番（石井俊一） この件について若干再質問をさせていただきます。

この解体につきましては、各旧町村では補助金の問題あるいは建設年度の関係等で、結局田村市に持ち込んだというような負の財産であります。しかしながら、これにつきましても、いつまでもそのようなことでおかれたいわけでありますので、市長の方からも、先ほど「解体に取り組む」という力強い御答弁があったわけでありますので、これについては、おおよそ概算的にどの程度の費用がかかるのか。やはりこれはお聞きしておいた方がよいのではないかなと。かなり財政が逼迫している中で、負の財産を持ち寄っているわけですから、田村市当局といたしましては大変苦慮するということではありますが、これもやはり合併をしたので避けて通れない事例でありますので、再度この点をお聞きしておきたいなと、こういうふうに思います。

議長（三瓶利野） 秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） ただいまおただしありましたように、田村市に持ち込んであるということでしたが、これは建設年度から見まして年度がまだ残っておるといような状況でございますが、先ほど申しましたように、財産処分年限が30年となっております。これらにつきまして、1基当たり幾らかというようなものでございますが、これらにつきましては、まだ数字的なはっきりしたものはございませんが、1基当たり億単位というようなことでございますので、5億円以上は必要だということになります。ただ、これも年次計画でまいりますと、だんだん物価の流れとか今のダイオキシン関係もありますので、はっきりした数字は申せませんので御理解をいただきたいと思っております。

議長（三瓶利野） 石井俊一君。

2番（石井俊一） それでは、次に遊休農地についての質問をさせていただきます。

この件につきましては、6月議会あるいはさきの宗像議員の方からもあったわけでありまして、この遊休農地の解消ということについては、地域の担い手育成と農地の流動化事業と一体となって取り組まなければならないことは言うまでもありません。また、この遊休

農地を持っている所有者自身が考える面も多くありますが、周辺環境を考えたときには、やっぱり行政としても取り組まなければならない問題でもあります。

そういうことでありまして、本県では田村郡が一番遊休農地が多いと言われております。先ほどの質問の中で、約5町村で965ヘクタールということですので、これについては答弁は要りません。

そこで、この解消であります、この解消活用というか、遊休農地をどうして活用しようかということで、いろいろ国でも、あるいは県でも考えておるわけですが、土地流動化の絡みもありまして、また高齢化等のこともありまして、なかなか進まないのが実態であります。遊休農地というと大変聞こえはいいのですが、現実的には放置農地と、こういうふうに私は認識をいたしております。それでありまして、一応質問をしておりますので、申し上げますが、2点目で、活用の対策についてお伺いいたしたいと思っております。

転作事業として、船引行政局内で新規作物の作付試験等の事業が行われておりますが、こういう事業が、畑作というか遊休農地でできないのか。あるいは、もしやるとすれば各行政局で行うべきと思うんですが、これについてのお考えをお示しいただきたいと、こういうふうに思うわけであります。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） 遊休農地についての御質問にお答えをいたします。

御質問の中の2点目の活用についての対策はいかんということでございますので、2点目について申し上げたいと思っております。

船引行政局内の果樹実証展示ほ場は、遊休農地解消への取り組み策として平成16年12月に仮ほ場にリンゴ100本、ブルーベリー150本、アンズ4本、モモ50本、プルーン9本、スモモ10本、カキ9本を植えつけし、本年11月に本ほ場へ移植する予定であります。今後、田村農業普及所の指導を受け、数年をかけ実証し、その成果を農家の皆様に見ていただき、適所の果樹は何かを検討しつつ、それらの果樹栽培に係る普及、講習会等も実施してまいりたいと考えております。

また、大越、都路の各行政局においては、リンドウ、中菊、小菊を新規農作物として栽培を始めており、その栽培面積の増を図ってまいりますとともに、遊休農地の活用を含めて、各行政局の気候、地形に合った作物の振興をしなければならないと考えており、実証展示ほ場による試験栽培及びリンドウ、菊等の新規農作物栽培を、田村農業普及所、田村農業組合及び関係団体と連携しながら振興をしてまいります。

議長（三瓶利野） 石井俊一君。

2番（石井俊一） 私の一般質問はおおよそこういうことではありますが、いずれも当田村市あるいは各行政局が取り組み、また、市民も十分この問題については認識を新たにして取り組まなければならない事業であります。そういうふうなことから質問が重複したのかなど、こういうふうな理解をしておるところであります。

特に、この畜産振興については長いスパンの中で取り組まなければならない事業でありますので、十分事務当局といたしましてもすり合わせをいただきまして、一日も早く一元化を図って、田村牛のブランド化に向けた取り組みをしていただきたいと思いますし、私どももそれに向けて協力をし、また、積極的に取り組んでまいり所存でありますので、一層の御指導・御鞭撻をお願いしたいなど、こういうふうな思いまして私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

議長（三瓶利野） これにて2番石井俊一君の質問を終結します。

休憩のため暫時休議いたします。

再開は 15時 30分といたします。

午後 3 時 1 4 分 休議

午後 3 時 2 8 分 再開

議長（三瓶利野） 再開いたします。

申し上げます。農業委員会会長宗像紀人君は、所用により退席する旨の届け出がありましたので報告いたします。

休議前に引き続き一般質問を行います。

次の質問者、10番先崎温容君の発言を許します。先崎温容君。

（10番 先崎温容議員 登壇）

10番（先崎温容） 10番先崎温容でございます。

6月定例会に引き続き、9月定例会はトリということで、皆様お疲れのこととは存じますが、できるだけ簡潔明瞭に一生懸命一般質問をさせていただきたいと思っておりますので、執行部には、真摯なる御答弁、よろしく願いいたします。

予防医療について早速質問に入らせていただきます。

まずは、読売新聞8月23日の記事を引用させていただきます。「国民医療費過去最高の31.兆円。厚生労働省は、23日、2003年度の国民医療費の概況を発表しました。病気やけ

がの治療のために医療機関に支払われた国民医療費の総額は、前年度比 1.9%増の3兆5,375億円で、過去最高となった。65歳以上の高齢者の医療費は、全体の50.4%を占めた。国民1人当たりの医療費は24万7,100円で、前年度比1.8%増加した。年代別に見ると、15歳から44歳が9万7,200円、45歳から64歳が24万7,400円だったのに対し、65歳以上は65万3,300円、75歳以上は80万9,400円に上った。国民医療費は、今後急増し、2010年度に4兆円、2025年度には6兆9千億円に達すると見込まれている」。

このように、国民の医療費が右肩上がりの現在、交付金の大体において依存しておる田村市においても、非常にゆゆしき問題として真剣に取り組んでいかねばならないと思います。そのためにはやはり、病気にならない予防医療推進の地域づくり、健康管理意識の向上を目指すことが大事ではないかと考えます。

以下、3点をお伺いします。

1. 現在、市で実施されている予防医療事業にはどのようなものがあるか。
2. 年代別(5年ごと)医療費の総額と、年代ごとの1人当たりの平均額はどの程度か。
3. 医療費削減のため、市独自で具体的な対策を考えているか。

以上、お伺いいたします。

議長(三瓶利野) 当局の答弁を求めます。富塚市長。

市長(富塚宥暉) 10番先崎温容議員の予防医療についての御質問にお答えいたします。

初めに、田村市で実施されている予防医療事業にはどのようなものがあるかについて申し上げます。

平成17年度につきましては、老人保健事業、母子保健事業、栄養改善事業、精神保健事業等で実施している各種健診、教室、研修会など、さまざまな事業がこれに当たるものと考えております。

次に、年齢・階層別医療費についてであります。国民健康保険及び各種社会保険等すべての医療保険加入者を対象とした集計については、国民健康保険のみが地域ごとの集計を行っており、その他の保険については職域ごとに実施しているため、都道府県はもちろんのこと、市町村及び地域ごとの集計手段が確立されていない現状にありますことから、公的医療保険のうち国民健康保険については毎年5月診療分のみを年齢・階層別に集計しておりますが、本年5月診療分については集計が出ておりませんので、平成16年5月診療分の国民健康保険医療費について申し上げます。

年齢・階層別医療費については、年齢別では65歳以上の医療費が全体の66.9%を占めて

おり、1人当たりの医療費も月額で3万4,690円となり、65歳未満の1人当たりの医療費月額9,550円の約3.6倍となっております。70歳以上では、月額3万6,068円、80歳以上では月額4万4,667円と高齢になるほど医療費が増大する傾向にあります。

次に、医療費の総額と1人当たりの平均額について申し上げます。

平成16年度の国民健康保険診療分医療費総額は6億7,142万5,000円、加入者数は2万237人、1人当たりの医療費は、年額で3万9,782円となっております。

次に、医療費削減のための具体的な対策について申し上げます。

さきに申し上げましたとおり、老人保健事業、母子保健事業、栄養改善事業、精神保健事業等で実施している各種健診を初め、介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画などとの連携を図りながら、今後の保健事業計画に組み入れ、医療費削減に向けての各種事業を推進してまいります。

そのためには、物づくりを高齢者の方々をお願いして、販売に結びつけていきたいと考えております。このことが、閉じこもり、または健康維持増進にもつながるものと考え、医療費が削減できるのではないかと考えておりますので、老人会、いわゆる高齢者の方々の皆様に働きかけてまいりたいと思います。この物づくりでありますと、知っている方が知らない人に教えて、そしてお互いの共同の場で制作して、それが販売に結びつくということはどうか、提案してまいりたいと考えております。

議長（三瓶利野） 先崎温容君。

10番（先崎温容） 10番、再質問いたします。

ただいま市長の方より、お年寄りの方々に物づくりを推進して、そしてまたそこから収入を含め、予防医療につなげていきたいというふうなお話がありました。

以前、市長の方からお話がありまして、私はこういうふうな考えもあるんだということで、まず冬場、山合いにひとり暮らしで住んでいらっしゃる方が田村市管内でも非常にふえてきているような状況でございますので、まず冬場だけでもそういった方々の集団生活といったものも実現していきたいというふうなお話を聞き、私も感銘を受けた一人であります。ただいま市長から答弁をいただきました物づくり、そちらは非常にやはりお年寄りの方々の脳を活性化させるような意味も含めて、そしてまた技術もたくさんお持ちの御年配の方もいらっしゃるのです、そういったことで、素晴らしい政策の一つじゃないかと思っております。

また、私、そちらに付随させていただきたいというか、こういった考えはいかがという

ことをお話ししたいんですが、隣県の茨城県の大洋村、こちらは医療費が非常にかさんで大変な自治体でした。その大洋村が、お年寄りの方々のために、まず村の体育館の中にスポーツクラブ、いわゆるジム関係の体を鍛えるようなものとか、そういったものを導入して、お年寄りの方々がそこに随時もう習慣的に集まっていたいて、その中で自分たちが体を鍛えながら病気にならないような、そういった予防医療の政策を始めた村でございまして、それが非常に成功し、国民医療費を含め半減しておる成功の村でございまして。

そういったことを一例に挙げるのならば、田村市管内においては滝根行政局管内、今年の2月なんですけど、県のモデル事業で総合型地域スポーツクラブというものが立ち上がりまして、私もそちらの会員の一人でございまして、まず体育館の中でそのお年寄りの方々がビーチバレーボール、またグラウンドあたりでグラウンドゴルフというんですか、そういったものを進めて、年々回数を重ねるたびに参加者がふえてきております。

やはり先ほど市長の方からお話があった物づくりも含めまして、集会所や体育館、または小学校、中学校の空き教室等も有効に利用いたしまして、お年寄りの方が随時集まり、またそこにお孫さんの年代、子供たちが集まって、一緒に触れ合えるような対策等を考えていったらどうかと思ひまして、そういったものに対してはいかがお考えでしょうか。

議長（三瓶利野） 富塚市長。

市長（富塚宥暁） 再質問にお答えいたします。

よい御提案もいただきました。私も、物づくりというのは、スポーツも大変結構な分野でもございます。ただいま高齢者の方々に一番盛んであったゲートボール、これになかなかいろんな方々の考えがありまして、スポーツができない人、そしてその競技の中で興奮してくるとどうなるかというふうなこともあり、そういうふうなことから物づくり、あるいは教えていただくという、そこにわだかまりがないのかなど。あるいは、今お話しのようにビーチバレーで、あるいは健康増進のための施設ということは、各地域で健康増進のための施設はあると思っております。また、旧船引町の芦沢小学校には、交流ができる場を、民間と学校の施設を同じ場所につくって、高齢者の方々あるいは地域の方々が3世代等、あるいは学校の児童と一緒に遊んだり、あるいは物をつくったりという、そういう交流の場もできておりますので、お話のような件については、大変よいことだと思っておりますので、推進してまいりたいと思っております。

議長（三瓶利野） 先崎温容君。

1番（先崎温容） 再々質問ではありませんが、市長より再質問の答弁をいただきまして、

その方向で市長の方でもお動きいただければと思います。

ちなみに、11月23日の勤労感謝の日でございますが、滝根町行政局管内におきまして、そのスポーツクラブ主催、私が今ちょうどイベント部会長ということで企画しておるものがありまして、秋祭り、ちびっこフェスティバルというふうな形で小中学生対象に駅伝競争大会、グラウンドではミニゲームも含めて子供たちが遊べる場所、また、体育館内では生活習慣病の予防を含めた基礎体力年齢を大人の方々にはかっただけのような、そういった企画をしておりますが、その際には御通知申し上げたいと思います。

次に、少子化対策について質問させていただきます。

近年、少子化という言葉が国をも揺るがす大問題となっております。田村市も例外なく若年層の過疎化、独身者の増加、出生率の低下など、さまざまな要因により少子化が急進されてきています。その対策の一つとして、子育て世代に対する福祉の向上が必要ではないかと考えます。

以下3点をお伺いします。

市内における幼稚園対象人口を、すべて田村市の公立の幼稚園に入ったとして無料化した場合、市の予算計上、手当てはどの程度になるか。

2点目、県内の市における保育料の、こちらには「平均」と書いてありますが、適当でございますので「最高限度額」という形で質問させていただきたいと思います。最高限度額と田村市の最高限度額はどのようになっているか。

3点目、養育費、教育費軽減のため、市独自の施策を検討しているか。

以上お伺いいたします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

市長（富塚宥暉） 次に、少子化対策についての御質問にお答えします。

幼稚園の対象年齢は3歳児からとされておりますが、田村市では4歳児の一部と5歳児を対象としておりますが、幼稚園対象児を4歳児と5歳児を対象とした場合、4歳児が40名、5歳児が37名の77名であります。その対象児77名全員が田村市立幼稚園に通園した場合と仮定した場合、無料にいたしますと、入園料が220万5,000円、保育料、年間ありますが5,09万2,000円、合わせまして5,31万7,000円となります。

ただし、田村市立幼稚園の入園料や保育料を無料化した場合は、単に入園料及び保育料の分のみが歳入減になるわけではございません。現在、私立若草幼稚園を初め、他の幼稚園に通園している園児が田村市立幼稚園に転園することも考えられます。このことは、若

草幼稚園などの経営を圧迫することにもなりますので、民と官のあり方についても検討が必要になりますし、若草幼稚園運営費補助金の増額や保護者に対する田村市私立幼稚園就園奨励費についても見直しが必要となっております。したがって、多様な観点からの検討が必要になりますので、現時点での具体的な予算額の計上は難しいものがあります。

ただ、最近、テレビ放映でありました、たしか兵庫県のある市で、幼稚園保育料の無料化を実施して、8億円の計上をしたというテレビを最近見ました。これだけの、今申し上げましたように、およそ5,095万円ですから約6,000万円、それに別の方の方々が、仮に市立幼稚園と同じようにした場合には、6,000万円か7,000万円ということになりますので、これらについても慎重に考えて、これからの少子対策も考えてまいりたいと思っております。

次に、県内の市における保育料の「限度額」と修正されましたので、限度額と田村市の限度額はどのようになっているのかについて申し上げます。

保育料につきましては、厚生省から保育所徴収金基準額表が示されており、3歳未満児、3歳以上児について、7階層の世帯階層区分により徴収するように定められております。また、母子家庭、障害者家庭1世帯で2人目、3人目を預けている幼児には、軽減措置が設けられております。御案内のとおりであります。その基準表をもとに、県内各市において独自に階層を、標準の7階層から14階層に細分化して徴収する市もあります。これらの保育料の階層を単純に限度額にいたしますと、3歳未満児が8万円、3歳以上児が3万5,900円となります。今のは最高限度額についてであります。

なお、現実には、入所児童の世帯の階層の状況から保育料が発生しますので、差異が生じるものと考えております。田村市の保育料徴収基準表の最高限度額は、3歳未満児が4万円、3歳以上児が3万8,500円となります。

次に、養育費軽減のため、田村市独自の施策を検討しているのかについて申し上げます。

養育費の田村市独自の施策といたしましては、小学6年生までの児童の入院医療費に係る費用の2分の1を助成しており、さらに、合併して出生児誕生祝い金として出生児1人につき5万円の支給をしているところであります。

次に、教育費の軽減のため、田村市独自の施策を検討しているのかについて申し上げます。

義務教育に係る経費は、公費負担が原則でありますので、できる限り保護者負担がなくなるよう努めておりますが、学級費、教材費など、保護者にも負担をいただいているのが

現状であります。義務教育ではありませんが、幼稚園教育に係る教育費について、保護者負担が軽減されるよう田村市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱により、いわゆる私立の幼稚園に通園させている保護者に対して年間6万6,000円を補助しており、また、田村市立幼稚園の保育料等に関する条例により、生活保護世帯及び非課税世帯の保護者に対して年間2万円の減免措置をいたしております。今後も、教育費の保護者負担が軽減されるよう、最大限努力してまいります。

議長（三瓶利野） 先崎温容君。

1番（先崎温容） 10番先崎、再質問をいたします。

市長に今答弁いただきまして、まず、市内における幼稚園対象人口772名、こちらを現在、田村市立の幼稚園に入った場合、その幼稚園の額が5,300万円ほどというふうなお話がありました。また、私立の若草幼稚園ですか、そちらの方に行ったらしゃる子供も多いというふうなお話ですので、そちらももし無料化した場合は7,000万円近くになるんじゃないかと。これはやはり、一つ、大きな額でございます。

簡単にどうこうというふうなこともできかねるのではないかと思います。私ごとではないんですが、私も、先々月やっと娘が誕生しまして、それで一児の父親になって、妊娠してからそしてまた誕生まで、いろいろな諸先輩から聞いていたお話が身にしみてわかってきました。生まれただですのでもまだわからないんですが、まず一つは、今出産育児一時金、社保も国保も含めて30万円。全国では、それに自治体が上乗せ負担をしているところがありますが、30万円程度出ますが、実質は普通分娩、無痛分娩も含めて40万円弱程度かかります。また、通院というか月1回から2回程度産婦人科の方に通うのを含ますと、やはり50万円程度かかるもので、そういったところに対しても、当然市がすべて、自治体がそれを負担しなければいけないということを私は申し上げるつもりはございません。

しかしながら、少子化ということで、国をも揺るがす問題になっている現在、やはりこの自治体においても、田村市民イコール家族という考えの名のもとに、子供たち、これから働き手をふやしていかなければ、我々の世代、第2次ベビーブームの最後でございますが、2倍、3倍働いても、その下の子供たちが少なければしりつぼみになってしまい、国自体、ましてやこの田村市自体の将来も危ういわけでございます。

そういった考えから、一つ、先ほどの医療費は65歳以上の方々がまず50%を占めることで、64歳未満の方々とまず4倍の格差になっております。そして、福祉予算ですと、一つに国の予算が100万円あるとしますと、65歳以上の方々に約75万円、64歳以下の方々に25

万円ということで1倍以上の格差で、これは一つに、年配のお年寄りの方々は、それだけ働いてこの日本をつくってきてくれて、やはり恩恵を受けるのは当然のことだと思います。

しかしながら、先ほどの予防医療とくっつけるわけではございませんが、元気なお年寄りの方々がふえればふえるほど、そこにかかる医療費なり福祉予算は軽減というか減額になっていくわけでございます。こちらの少子化対策も含めてでございますが、これからの地域づくり、国づくりも含めて、やはりそういった元気なお年寄りの方々がふえた上に、まず最初に手当てしなければいけないのは中若年層の雇用の確保もしかることながら、少子化対策に対して一番力を入れなければいけないのではないかと思います。

そして、市長におかれましては、子供たちの日本一多いまちづくりといえますか、そういった形で、もう1世帯では3人は当たり前といったような、そういった田村市の地域づくりをしていただけるような政策を、今後いろんな行財政改革も含めて、行政コストを削減しながら検討していただきたいと思います。

最後に、再質問になりますが、先ほどお話がありました3歳児未満と3歳児以上というふうな区分けなんでございますが、多くの市を見ますと、4歳児という区分けもありまして、いわゆる大体3歳児から2割程度ですか減額になっていて、月額保育料が。保育園の方ですね。そういったことも含めて、今回、合併協議会でそこまでのすり合わせができなかったのではないかと考えるわけでございますが、今後やはりそのような子育て世代の方々、約2万人ほど子供たちも含めるといっちゃるわけで、その方々にわかりやすいような政策を、広報もしっかりとしながらやっていただきたいと思いますので、今後、4歳児のその区分けをつくる考えがあるのか。

また、幼稚園関係に関しましては、再度お願いでございますが、まずは公立幼稚園を無料化して、そして若草に関しましては、公立幼稚園程度の補助金、就園補助ですね、それを継続ということを再質問させていただきます。

議長（三瓶利野） 富塚市長。

市長（富塚宥暉） 再質問にお答えいたします。

これは、大変難しい問題だと思います。

各自治体で少子対策にお金を出せばそれでいいのかという問題と、出さなければますます子供さんの生まれるのが減少すると。あるいは、お金をいただいて、じゃあそれで子供が生まれるのかといういろんな角度から論争がありますが、おただしの中で、5歳児が幼稚園として、旧町村の中で船引が5歳児が幼稚園であります。そして2年幼稚園という関

係からいくと、他の町にございます。そして、3歳児からは、先ほど申し上げましたように、幼稚園としての3歳、4歳、5歳と3年間があります。そして、田村市として申し上げたいのは、幼稚園と保育所の一元化も考えておりますので、そうしますと、3歳になれば、幼稚園に行っても保育所も同じ立場でありますので、それらは私立も含めて同じような対応ができるかどうかということであり、先ほど私立の若草幼稚園というのは、今の段階で、一方を無料にした場合には、若草から市立の幼稚園保育所に来る可能性があるのではないということから申し上げたものであります。それは先ほど申し上げましたように、民と官の競い合うという、いわゆる教育もありますので、その辺についても十分検討しながら、そういう施策についてわかりやすい対応をしてみたいと思います。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げました77名のいわゆる入園料と保育料については5,000万円余であります。これは、4歳児と、それから5歳児についての人数でありますから、全若草に入っている方も、あるいは他の幼稚園に行っている方も含めて772名であります、ここ田村市にいる方が。その方を無料化すると、先ほども申し上げましたように約5,000万円ちょっとということですので、これらについては、1年間に5,000万円ちょっとでできるならばやっていただきたいという方がいるかと思っております。その辺は十分に検討してみたいと思っております。

議長（三瓶利野） 先崎温容君。

10番（先崎温容） 再質問の御答弁をいただきましてありがとうございます。

若年層また子育て世代の一人といたしまして、大きな思いを一般質問させていただきました。市長には、何とぞそちらの方を前向きに御検討なさいまして、また12月にもさせていただくかもしれませんが、その際にはぜひともよろしくお願い申し上げて一般質問を終わらせていただきます。

議長（三瓶利野） これにて10番先崎温容君の質問を終結します。

次の質問者、52番石井忠治君の発言を許します。52番石井忠治君。

（52番 石井忠治議員 登壇）

5番（石井忠治） 52番石井忠治でございます。

まず最初に、冒頭に一言御礼を申し上げたいと思います。

私の質問はきのうの予定でしたが、都合により日程の変更をいただき、本日の大トリを務めさせていただくことになりました。議長を初め議員諸君の皆様、深い御理解をいただきましたこと、感謝を申し上げます。

それでは、さきに通告しておりました3件について質問をいたします。

質問に入る前に、本年3月に誕生した新生田村市も、助役、収入役が選任され、さらに過日の合併記念式典において市章及び市の花木鳥が制定されるなど、名実ともに新生田村市が誕生したこと、市民とともに喜びとするところでございます。同時に、市民のひとしい祝意と大きな期待を真剣に受けとめられ、合併の基本理念であるクラスター方式のもと、均等ある地域発展の達成がなし遂げられることを確信いたしております。今回の定例会では市当局の四役そろい踏みで、既に20名の議員からの一般質問を受け、疲労も極限に達しておるとは思いますが、何とぞ誠意ある回答を御期待し、一般質問に入ります。

まず最初に、新庁舎建設計画についてでございます。

新庁舎建設は、本市の発展を左右するきわめて重要な事項であります。市長みずからが提示いたしました公約の中に、クラスター方式による旧町村の均等ある発展の実現がございます。その実現に向けたハード事業の一つが新庁舎の建設だと考えております。合併から3年をめどに建設するとしておりますが、建設場所の選定に始まり用地の選定、買収、さらには測量設計、それから工事に入るわけでございますが、それらの期間を考慮いたしますに、市民の大きな関心事であると同時に、早期の計画樹立が待たれると考えております。そこで、次の3項目について質問をいたします。

まず、最初の1点目は、建設位置の選定についての基本理念についてであります。さらに、2点は建設計画の具体化に向けたタイムスケジュールについてでございます。最後に、その庁舎の機能、規模、それらの概念についての御質問でございます。

旧態依然として旧町村の思惑が存在する中、今後の行政運営に大きな弊害を残すことなく、市民にも不平等感をいだかせないよう、どのように実践・推進する計画なのか御回答をお願いしたいと思います。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

市長（富塚宥暉） 5番石井忠治議員の新庁舎建設計画についての御質問にお答えいたします。

先ほど3番小林議員にもお答えいたしましたが、初めに建設位置の選定の基本的理念について申し上げます。

新市の本庁舎の位置につきましては、事務所を船引町に置き、かつ利便性及び交通事情を考慮した3年を目途の建設が合併協議会において確認されております。このことは、御案内のとおりであります。鉄道や高速道路を含む主要幹線道路とのアクセス性を優先する

のか、単に田村市全域から見て中心に近い位置とするのか、あるいは公共施設等との配置上のバランスなど、建設場所の選定に当たってはさまざまな考え方があると思っております。

いずれにいたしましても、大変重要な課題であり、そしてまた利便性と交通事情を考慮するとした合併協議会での真摯な協議結果、さらには先ほども申し上げましたように、いろんな角度から考慮してまいりたいと考えておりますので、いまして時間的な猶予をいただきたいと考えております。

ただ、この建設の候補地の選定の絞り込みについてもいろいろと申し上げましたが、理念であります、これは将来にわたって田村市の中心的な本庁舎の役割が果たされると思っております。ただ、そのためには、一極集中を避けるということから、新庁舎がどこに行ってもクラスター方式が守られていくと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

そのようなことから、おただしの建設計画具体化のタイムスケジュールと機能及び規模の概念につきましては、タイムスケジュールは3年ということでありまして、工事期間が1年、あるいは測量設計等で、あるいは地権者があれば、その方々の同意ということになれば、それで約2年という時間がとられるかと思っております。となりますと、来年早々には候補地の選定を示さなければ間に合わないのかなとも考えておりますが、いずれにいたしましても、これも重要な課題でありますので、慎重に考えさせていただきたいと思っておりますので、時間的な配慮からそのようなタイムスケジュールについては、逆算的に考えておりますので御理解をいただきたいと思っております。

それと、機能、規模についての概念であります、3番小林議員にもお答えいたしましたが、財政的なもの、それから将来の田村市の人口、そしてまたいろんな角度から考えなければならぬ問題だと考えておりますので、それらについても、候補地がある程度絞り込まれて、そういう中でどのような建設計画を持つのか、そしてその庁舎の規模についても議会議員の皆様とも相談してまいりたいと考えております。

議長（三瓶利野） 石井忠治君。

5番（石井忠治） ただいま市長の方から御回答いただいたわけですが、再質問させていただきます。

それぞれ3点の中のどれということではなくて、総括的なものになりますが、御承知のように、庁舎移転が市民に与える影響は計り知れなく、行政事務の利便性はもとより、地

域の商業を初めとする産業の将来をも決定する大変重要な案件でございます。それらを考えますと、先進事例等にも見られるようになりましたが、庁舎形態についてでございますが、行政施設の固定観念がございます。例えば箱型で、行政マンが事務をとる場所というふうなイメージがございますが、これらもかなり変わってきておりまして、固定観念から脱却した斬新な庁舎も見られるようになってきております。中でも市民と行政の距離を幾らでも短縮するような工夫が行政には求められる時代でもございます。

例えばの話ですが、市民の作品を展示するギャラリーの機能を有するホールを整備するとか、さらにはふるさと製品の展示、それから地元企業それぞれの紹介のPRコーナー等々あるかと思いますが、いずれにしても、市民が行政との距離を感じないような機能の工夫が必要かと考えておりますので、今申し上げましたように、複合開放型というネーミングが果たして正しいかどうかは別としまして、私の考えとしては、複合開放型の庁舎の建設計画が、市長の現段階で結構ですが、そういったものをイメージできないかどうか、その辺を再度御質問させていただきます。

議長（三瓶利野） 富塚市長。

市長（富塚宥暉） 再質問にお答えいたします。

住民と行政が離れてはいけないということはおただしのとおりで、私も同感いたします。そういう中で、ギャラリーとか、あるいは展示それからPRとか、市民の方あるいはほかから来た方々との憩いの場、そういったものが図れないかということではありますが、私も同じような考えは持っております。ただ、それをどう実施設計の中に取り入れられるか、あるいは、市民の方々がどう考えるかも少し考えなければならない点もございます。さらには、先ほど申し上げましたように、規模を大きくしますと財政的な面がございますが、ただ、今までのような入りにくい市役所というイメージは払拭したいと思っております。

議長（三瓶利野） 石井忠治君。

5番（石井忠治） 大変私と相通ずる考えがありましたので、この再々質問についてはいたしません。田村市の将来をよく言葉に出すものがありますが、「豊かで安心でき、住んでよかった」と思えるような田村市をつくるためにも、市民とのコンセンサスを得ながら、早期の計画実現に向け早期の計画着工に期待したいと思います。

続いて、公共施設のアスベストの使用実態と、その改善についてでございます。

この質問については、私で6人目でございます。大変それだけ関心が高いというふうに私も理解しておりましたが、私もひとつ市民の代表という立場もございまして、あえて

再度同じ内容でございますが質問をさせていただきます。

アスベストの使用には、大変長い歴史がございます。すぐれた耐火、断熱効果が得られることから、建材など、その使用品目は 3,000種以上に上っているとされておりまして。さらに、その製造メーカー、勤務者だけではなく、アスベスト製品を扱う自動車、建設業従事者、さらには建築の解体作業従事者などに悪性の中皮腫患者が発生し、苦しい闘病生活の末、多くの方が亡くなっておられます。近年になって、工場周辺の住民や工場勤務の家族への 2 次被害も判明いたしまして、大きな社会不安となっております。さらに、アスベスト使用の建物の改修や、解体工事の際に空気中に飛散したアスベストを吸引してしまう危険性も指摘されるなど、極めて扱いにくい毒性の高いこのアスベストについて、本市における市立小学校を初めとする教育施設、さらには市水道などのアスベスト使用実態と安全対策のための改善についてお伺いいたします。

それで、私の方から一言申し上げますが、開会前に配付された資料がございます。その資料については、事前に私も目を通しまして承知はしておりましたので、この 7 番の資料になりますが、ここ 1 点についてだけの絞りを絞って質問にかえさせていただきます。

下の欄ですか、調査結果の方に、「第 1 表中その他」のくだりがございます。この中に、使用施設の「まどか荘」というふうな表示がございますが、御承知のように、田村福祉会の所有施設ではございますが、老人を初めとするいわゆる社会的弱者の方々が使用する施設でもございますし、面会等を含めたかなり多くの方の出入りがあるようです。さらにはそこに勤務する職員数もかなりの数に上っておりますが、まどか荘で使用されているアスベストの具体的な施設、さらには状況等について、もしわかれば補足説明という形でお願いしたいと思います。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） 公共施設のアスベスト使用実態と、その改善策の御質問にお答えいたします。

アスベストの使用実態につきましては、4 番白石治平議員などの御質問にお答えいたしました。市の全公共施設である 77 施設のうち 28 施設で使用されている可能性があります。その内訳は、滝根が 6、大越 3、都路 9、常葉 3、船引 7 施設で、主な用途箇所は事務所、焼却施設、斎場、集会施設、住宅関連施設、

議長（三瓶利野） 答弁中ではありますが、部長に申し上げます。質問者が、前に回答してあることについては特に……。

産業建設部長（塚原 正） よろしいということですか。

議長（三瓶利野） はい。ですから割愛する部分は割愛してもよろしいのではないかと、こう思いますので、要領よく答弁してください。

産業建設部長（塚原 正） 大変失礼を申し上げます。

直接、補足の答弁の方に入らせていただきます。

まず、アスベストにつきましては、使用されている可能性がある施設だということを御認識いただきたい。したがって、御質問のとおり、まどか荘につきましては、入所者の方々の出入りすることのできない場所であり、そこに勤務する職員の中の一部の人が出入りする場所ということで御認識をいただきたい。また、その場所は、施錠等により他の人が出入りできない場所でございます。また、その場所は、施錠すれば飛散する可能性も少ない場所でもございます。なお、この件に関しましては、産業建設部長名で、まどか荘の施設長あて、所要の対策と措置を講ずるよう御連絡を申し上げてあります。

議長（三瓶利野） 石井忠治君。

5番（石井忠治） 再々質問になりますが、今のまどか荘の関係で、ちょっと私、結果的にどうなのかなと思いましたが、「使用されている可能性があるということを先に認識しろ」というふうなお話がありましたが、話を聞いてみますと、使用されているような説明でもあったんですね。それで、使用されているというふうな前提に立ってお話しますが、使用されているという事実、確かに田村福祉会の所有する施設ではございますが、行政の立場として、さらにはそれぞれ出資をしている団体でもございますので、行政指導のもとに適切な対応を講じていただきたいというふうに思います。

それと、このアスベスト安全対策については、当然のことながら田村市所有の公共施設に優先順位をつけることは不可能かと思うんですね。それぞれ一般の市民の方々が出入りする施設を当然優先しなくちゃいけませんし、仮に学校等、学校教育施設にあれば、最も最優先しなくちゃいけませんですが、これだけ社会問題になっているからには、早急に対応を講じるということが必要になってくると思っております。この今回の議会において補正予算が計上されるなど、大変このアスベスト対策については市長の迅速なる対応が注目をされておりますが、私も市長に対しての住民最優先というふうな信念を再度確認いたしまして、信頼をさらに深めたことが闡明でございます。

そういったことも含めてですが、さらにアスベストについては、公共施設だけでなく、民間の例えば製造工場、それから製品を取り扱う組み立て工場等々ございますが、そ

ういったところに従事している現在も、それから退職した人も含めて、このアスベストに対する被害の実態の調査の方法、行政として今後どういうふうにそれを進めていくか。今、国なり県の方でも基準を作成中のようにございますが、早急に対応しないと、市民の安全の確保が図れないというふうな考えもございますので、その辺についての市長の考えといえますか、その辺も最後に御回答いただきたいと思います。

議長（三瓶利野） 塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） まず、「使用の可能性がある」という、表現の方法でございますが、田村市の事業課、いわゆる行政局で申し上げますと、地域整備課と農林商工課の土木関係の技術職員が本庁建設課の住宅グループの指導のもとに、こういうものがアスベストだよという写真を資料として現地で研修を行いました。それに基づいて、先ほど申し上げました公共施設 77カ所を目視で調査したわけでございます。したがって、調査分析をしたわけではございませんので、「使用のある可能性」という表現を申したところでございます。資料7につきましても、本来であれば、「使用の可能性のある施設」というふうな表現にすべきだったろうと認識をしております。

それから、もう一点でございますが、健康被害に関しての御質問でございますけれども、確かに製造工場の周辺住民、あるいはお父さんがそういう製造会社にお勤めなさって、衣服についたアスベスト粉じんによって奥さんが罹病したという実例もございます。しかし、行政サイドでは、だれがどういう会社に勤め、どのくらい勤務したかというのは不確定でございますので、その辺は広報あるいはチラシ、そういうものを通じて十分に市民に対して広報しますとともに、相談があった場合につきましては、市の生活福祉部、それから産業建設部のそれぞれの担当課が窓口となって、県の関係機関と連絡をとりながら御指導・御支援を申し上げたいというふうに考えてございます。

議長（三瓶利野） 石井忠治君。

5番（石井忠治） それでは、アスベストの質問についてはここで終わらして、最後の質問になるわけではございますが、職員の処遇の一元化について質問をいたします。

5町村の合併のメリットに、人件費の節減効果が明示されてございます。地方交付税の引き下げ、税収入の減少など、地方財政には極めて厳しい状況下にあって、経常経費の節減、特に人件費の節減が大きく掲げられ、既に合併による首長初めとする市四役の誕生によって大きな効果が発生したとちまたで言われております。今後も議員の定数削減に伴う報酬削減が敢行されるなど、聖域なき財政改革に期待するところであります。

しかしながら、職員の処遇に視点を移してみますと、合併前、それぞれの町村の財政事情や採用形態、さらには職員の格づけ及び処遇に大きな差異が存在していたものと考えております。近年、社会風潮的に公務員、特に地方公務員の人件費が、財政改革の阻害要因のように酷評されておりますが、県下における本市職員の給与実態とあわせ、3年をめぐりに段階的に一元化する計画であったと認識しておりますが、その時期及び手法について伺いいたします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 職員の一元化についての御質問にお答えをいたします。

職員の処遇の一元化につきましては、合併前の5町村の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則にそれぞれ差異がございましたことから、合併協定書の一般職員の身分の取り扱いの中で、職員の給与については、適正化の観点から調整し、統一を図る。現職員については、現給を保障し、合併後、速やかに給与の格差是正を行うとされておりましたことから、田村市としまして、昇給及び昇格基準を設け、職員の給与体系の一元化を図るべく検討をいたしました。直ちに一元化することは不公平が生じますことから、田村市の職員として新規採用されたものとして給料の計算をしていく再計算方式を採用して、公平性の確保を図るために準備に入っております。それまでは、現給を保障しながら対応することとし、再計算後の給与の増減、調整は、年次計画で格差是正の調整をいたしてまいります。

議長（三瓶利野） 石井忠治君。

5番（石井忠治） 今の答弁に対して再質問を行います。

ただいま総務部長の方からありましたように、できるだけ速やかに再計算方式等を導入して是正をしていくんだというふうな回答をいただいたわけですが、それぞれ職員も大変多うございますし、個々に能力も違うわけでございます。人事管理・監督する部長として、いろいろ悩みも苦しみもあるかと思うんですが、その能力の違った職員それぞれもちろん潜在能力というふうなものもございますので、それらを引き出す、さらにはやる気を出させて最大の行政サービスの提供者とすることが、やはり公務員のあるべき姿かなというふうに私考えております。そのためには、現存する職員処遇の不平等をできるだけ早目に是正しないと、市役所の職員はすぐれた頭脳集団だとも言われておりますし、優秀な人材が競って採用試験に集うような職場とするためにも、出身町村職員間で基本的な処遇に差があっては、やっぱり職員の意識もなかなか上がらないというのも否めないと思うんで

す。

そこで、合併直前の5町村の給与実態調査に基づく一つの基準、ラスパイレス指数というのがございますが、それをお示しいただいて、田村市における職員の福島県下における処遇のランクを、処遇の程度といいますか、そういったものもこの場でぜひお聞かせいただきたいと思います。

議長（三瓶利野） 相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 5番石井忠治議員の再質問についてお答えをいたします。

まず初めに、ラスパイレス指数についてのおただしでございますが、平成17年度の給与実態調査の結果がまだ出ておりません。旧町村の16年の結果で御説明を申し上げます。

90市町村の中で8番目に位置しておりますが、常葉町90.0でございます。次に8番船引町89.6 8番大越町89.3 8番滝根町88.6 8番目の都路村88.4でございます。ちなみに、県内での指数が高いのは99.5でございます。

議長（三瓶利野） 石井忠治君。

5番（石井忠治） ただいま回答を得たように、県下の自治体の中では極めて低い位置にランクされているようです。それについては、諸般のいろんな財政事情等も当然あったように私は理解しておりますが、このような状況にあって、もともと処遇が低いのに、合併したから少し上がるんじゃないかとの期待感を持っていたと思うんですね。それをそのまま据え置きして、是正が先送りされてしまっているというふうなことで、やはり職員に仕事を厳しく言うのももちろん大切でございますが、それなりのやっぱり処遇を確保してやるというのもやはり管理者として大事な仕事じゃないかというふうに思っております。

よって、速やかにという表現は使っておったようですが、早急に是正作業に着手していただいて、やっぱりそれなりの処遇をした上で仕事にも厳しく当たってもらうというのが筋かと私思います。特段職員の肩を持つわけではございませんが、長い間職員、田村郡の、小野町も含めての話ですが、田村郡の職員の給与水準は県下でも常に下の方でずっと推移してきておったんですね。ですから、町村間での調整もなかなかできなかったというふうなこともございますので、その辺をぜひ議員の方々にも御理解いただいた上で、早期の是正に着手していただきますよう要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（三瓶利野） これにて5番石井忠治君の質問を終結します。

議長（三瓶利野） これをもちまして、本日予定しました通告による一般質問は終了いたしました。

これにて散会いたします。

午後 4 時 3 1 分 散会